

街づくり・持続可能性委員会 委員（敬称略、五十音順）

委員長	小宮山 宏	株式会社三菱総合研究所 理事長 元東京大学 総長
委員	秋山 哲男	中央大学研究開発機構教授 日本福祉のまちづくり学会会長
委員	家田 仁	政策研究大学院大学 教授
委員	石戸 奈々子	NPO法人CANVAS理事長 株式会社デジタルえほん代表取締役 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 准教授
委員	枝廣 淳子	東京都市大学環境学部 教授 幸せ経済社会研究所 所長 環境ジャーナリスト
委員	鎌田 由美子	カルビー株式会社 上級執行役員
委員	岸井 隆幸	日本大学理工学部 土木工学科 教授
委員	北原 義一	三井不動産株式会社 取締役専務執行役員
委員	小西 雅子	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)自然保護室 室次長 日本気象予報士会 副会長
委員	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長
委員	地下 誠二	株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員
委員	高 巖	麗澤大学大学院 経済研究科 教授
委員	竹本 和彦	国連大学サステナビリティ高等研究所 所長
委員	田中 暢子	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部 スポーツ健康政策学科 准教授
委員	中林 一樹	明治大学政治経済学研究科 特任教授 日本災害復興学会会長
委員	中村 由行	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授
委員	藤野 純一	(公財)地球環境戦略研究機関 上席研究員 国立研究開発法人国立環境研究所 主任研究員
委員	細田 衛士	慶應義塾大学経済学部 教授
委員	増田 宗昭	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 代表取締役社長兼CEO
委員	松島 克守	一般社団法人俯瞰工学研究所所長 東京大学名誉教授
委員	間野 義之	早稲田大学 スポーツ科学学術院 教授
委員	マリ・クリスティーヌ	異文化コミュニケーター 東京農業大学 客員教授 九州大学大学院工学府 客員教授
委員	森口 祐一	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 教授
委員	野城 智也	東京大学副学長 東京大学生産技術研究所 教授
委員	山崎 亮	株式会社studio-L代表取締役 東北芸術工科大学 教授 コミュニティデザイン学科長
委員	横張 真	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 教授
委員	吉田 正人	筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授



東京2020大会の準備状況について

2016年の主なトピックス

4月	大会エンブレムの決定
7月	アクション&レガシープラン2016の公表
8月	追加種目の決定
8月～9月	リオ2016大会 東京2020ジャパンハウス フラッグハンドオーバーセレモニー
10月	リオ オリンピック・パラリンピック日本選手団合同パレード 東京2020参画プログラムスタート
11月～12月	4者協議開催
12月	東京2020大会にむけたボランティア戦略の策定

リオ2016大会における組織委員会の取組

Tokyo 2020 JAPAN HOUSE(主催:東京2020組織委員会、東京都、JOC、JPC)

①ALL JAPANによる日本・東京のPR

組織委員会、東京都、各府省庁、パートナー各社、地方自治体等による日本・東京のPR



②日本選手団記者会見

メダリスト記者会見、日本選手団応援等



③ホスピタリティ及び事務室機能

来賓のおもてなし、レセプション実施



リオ2016大会における組織委員会の取組

オリンピック／パラリンピックの閉会式にて、オリンピック旗／パラリンピック旗を引き継ぐ
フラッグハンドオーバーセレモニーを実施



2017年の主なトピックス

- ◆ 大会マスコット選考の検討開始
- ◆ 聖火リレーの検討開始
- ◆ 開・閉会式に関する検討開始 ※議事3にて説明
- ◆ 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」開始 ※議事2にて説明
- ◆ ボランティア戦略の具現化

大会マスコット選考の検討開始

大会マスコットの選考方法を検討するためのマスコット選考検討会議を設置。
選考方法について議論を行い、具体的なマスコットの選考を進めていく。



聖火リレーの検討開始

関係団体や外部有識者で構成する聖火リレー検討委員会を設置。

聖火リレーのコンセプトやルート策定における基本方針等の検討を開始。

聖火リレー検討委員会

- ◆ 東京2020組織委員会
- ◆ 東京都
- ◆ 外部有識者
- ◆ 全国知事会
- ◆ 内閣官房
- ◆ 文部科学省
- ◆ JOC
- ◆ JPC



2017年夏頃のコンセプト策定（IOC提出）を目指して、検討を行う。

開・閉会式の検討開始

開・閉会式での演出に関する基本的な方針の検討や、
総合監督など演出に関わる者の選定などを行う式典委員会を設立。

式典委員会の設立【2017年春頃】

基本方針の検討【2017年春頃～2017年末頃】

制作体制の決定

制作・準備

大会本番



都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトについて

大会に向けた盛り上げ
国民の大会への参画
(エンゲージメント)



都市鉱山からつくる！
みんなのメダル
プロジェクト
4月受付スタート!!



事業協力者2社、
(NTTドコモ／日本
環境衛生センター)、
東京都・環境省と
連携し、小型家電の
回収を実施。



皆の想いが集まって

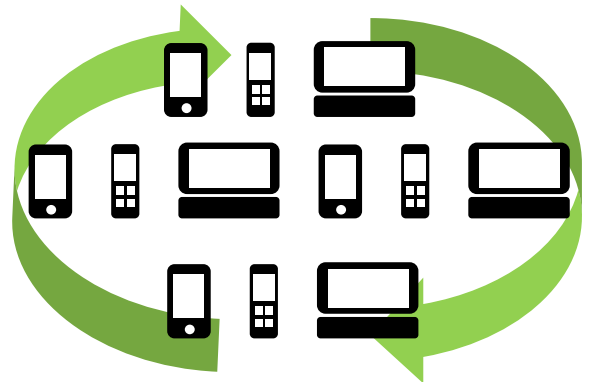
東京2020大会時に
メダリストの元へ



TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES

メダル製作プロセスに
新たな価値

大会後に残るレガシー
環境意識の向上
持続可能な社会の実現



大会をきっかけに
資源をより活かした社会へ

メダル製作に関して東京2020が“初めて”となる3つのポイント

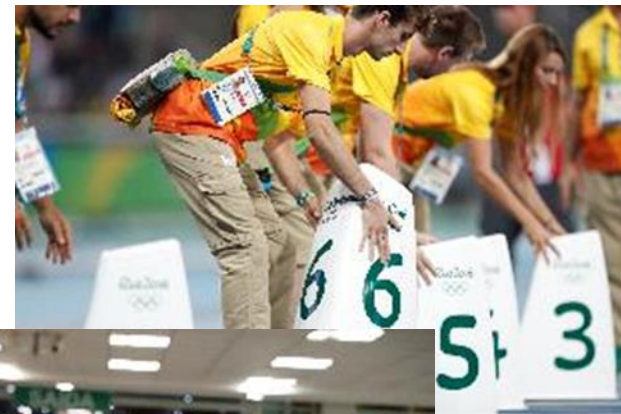
- 参画 : 国民が参加してメダル製作を行うプロジェクトを実施
- 環境 : メダル製造に必要な全ての金属量を都市鉱山から賄う
- テクノロジー : “金”の調達においては、リサイクル率100%を目指す

ボランティア戦略

「東京2020大会に向けたボランティア戦略」は、東京2020大会におけるボランティアの募集や研修などの運営のあり方、参加者の裾野拡大等について基本的な考え方である。

【ボランティア戦略概要】

- ◆ 関係自治体・スポンサー等との連携
- ◆ 障がい者、生徒等多様な参加者の活動促進
- ◆ 応募条件や応募方法
- ◆ 東京都と東京2020での共通研修の実施
- ◆ 参加機運の醸成・裾野拡大 等



2018年夏頃の募集開始を目指す



アクション&レガシープラン2017及び 東京2020参画プログラムの状況・今後の展開

アクション&レガシープラン2017について

(1) 方向性

① 本文

- 原則として2016をベースに改訂。
- 足許の環境変化等を踏まえた修正を検討

② 付表

- 東京2020参画プログラムの認証案件一覧
- 各ステークホルダーのアクション一覧の見通し

③ 2017年に向けての行動指針

- 東京2020参画プログラムの今後の方針について他

(2) 今後のスケジュール

時期	内容	詳細等
2017年6月～7月頃（予定）	専門委員会	• A&Lプラン2017の更新 • 参画プログラムの現状報告
2017年夏頃	理事会	• A&Lプラン2017の公表

プログラムの枠組み

アクション&レガシープランのコンセプトに基づいたイベント・事業が実施できる仕組み。様々な組織・団体がオリンピック・パラリンピックとつながりを持ちながら大会に向けた参画・機運醸成を図るもの。

東京2020参画プログラム



東京2020 公認プログラム

- 各省庁、開催都市、スポンサー、JOC・JPC、会場関連自治体、大会放送権者、が実施
- 公認事業としての位置づけ

東京2020 応援プログラム



- 非営利団体等が実施
- アクションの裾野を広げ、多くの人々が参画できることを目指す

<分野>

スポーツ・健康

街づくり

持続可能性

文化

教育

経済・
テクノロジー

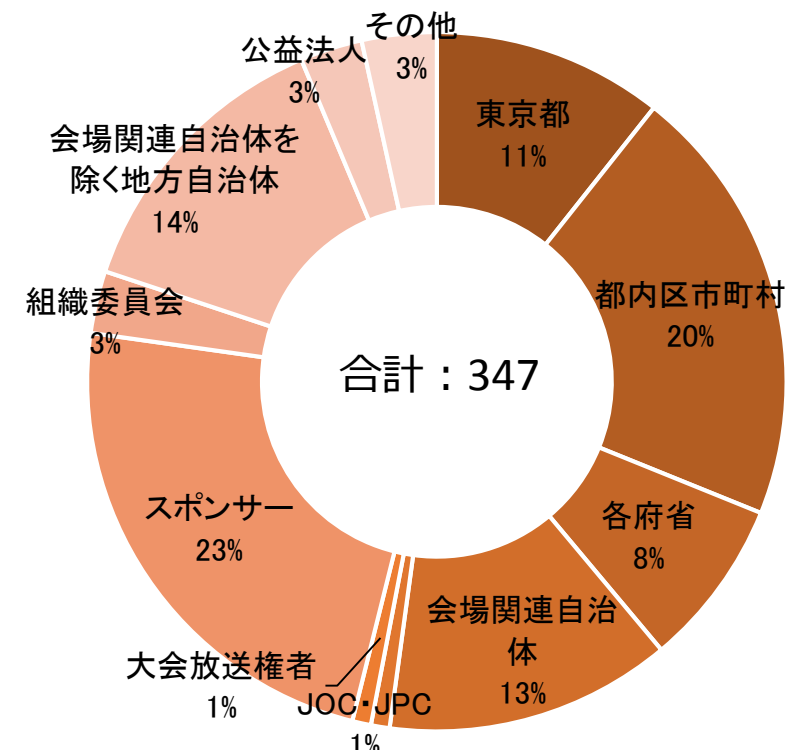
復興

オールジャパン・
世界への発信

東京2020参画プログラムの現状

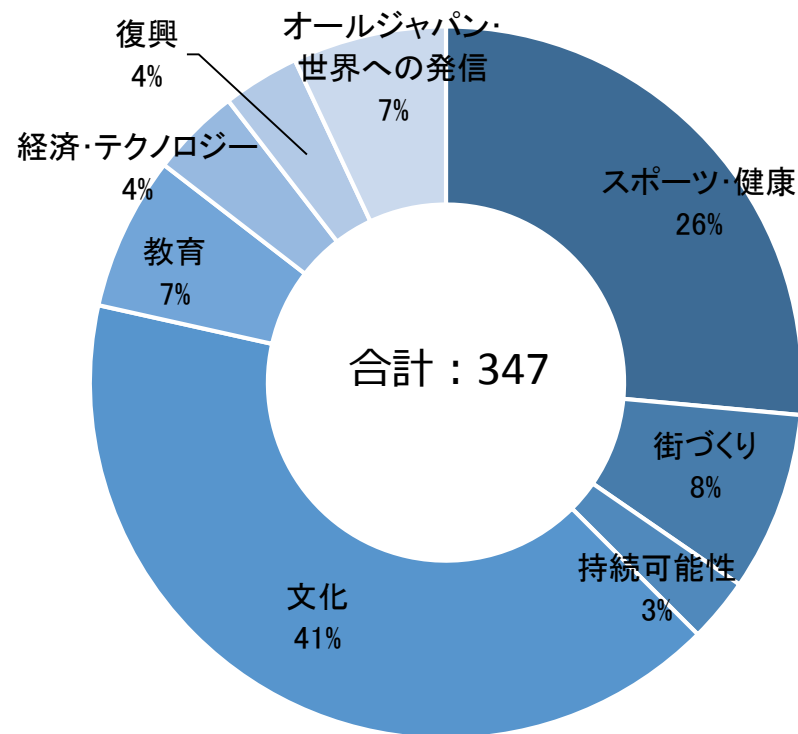
- ▶ 東京都及び都内区市町村と会場関連自治体で全体の約4割。分野別ではスポーツ・健康と文化のアクションで全体の7割程度
- ▶ 教育プログラム（学校編）は、東京2020オリンピック・パラリンピック教育実施校として、その教育事業を認証するもの
 - －平成28年10月～平成29年3月までの対象校は、東京都及び競技会場のある道県に所在する学校及び文部科学省が推薦する学校が実施する事業

主体別認証アクション数



※各データは1月31日時点

分野別認証アクション数

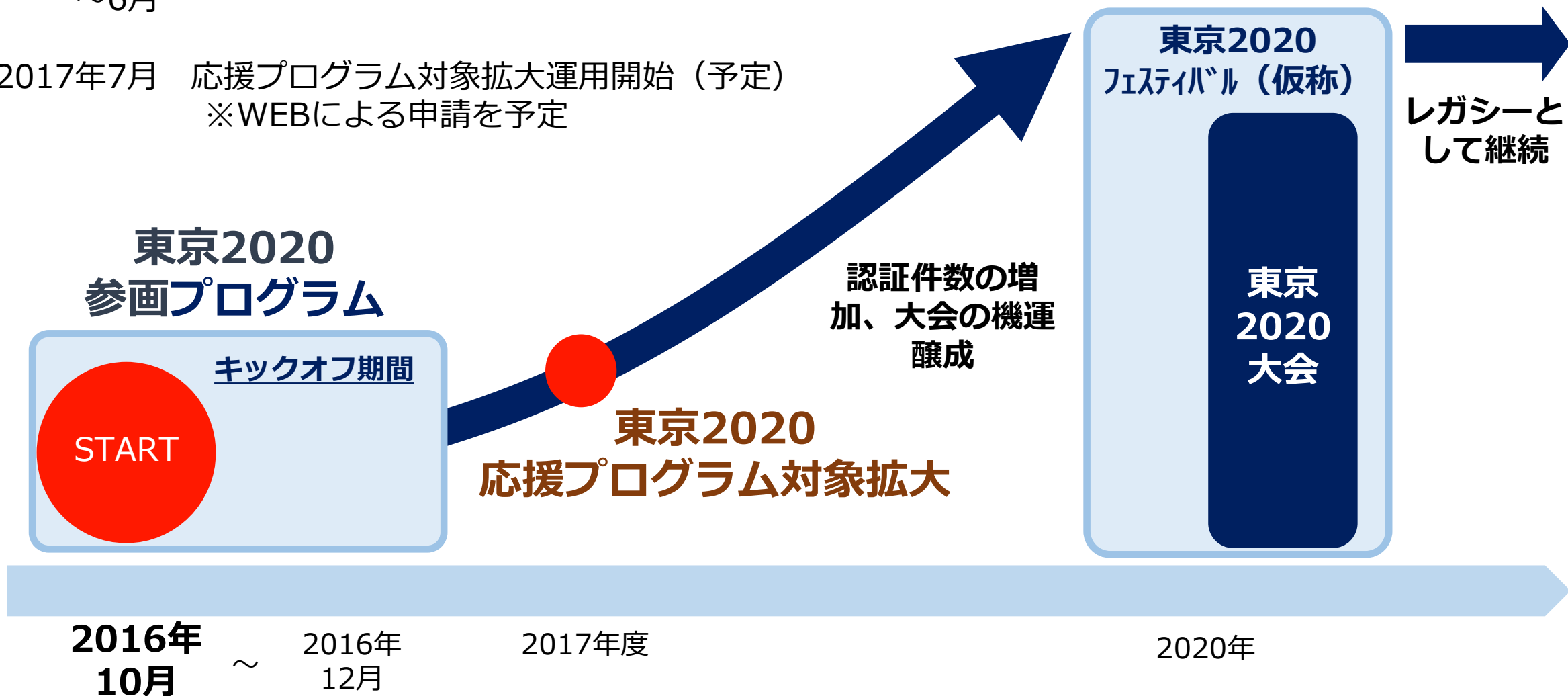


都道府県別学校認証数

都道府県	学校数
東京都	2,165
京都府	49
宮城県	23
長崎県	22
福岡県	13
熊本県	11
石川県	4
岩手県	1
埼玉県	1
千葉県	1
神奈川県	1
合計	2,291

参画プログラムの展開予定

- 2017年4月～6月 認証WEBシステム構築、関係主体への説明会等開催
- 2017年7月 応援プログラム対象拡大運用開始（予定）
※WEBによる申請を予定



東京2020参画プログラムの対象団体（現状）

東京2020公認プログラム 〈東京2020公認マーク付与〉

- 政府（各省庁）
- 開催都市（東京都・区市町村）
- スポンサー
- JOC、JPC
- 会場関連自治体（道県・市町）
- 大会放送権者

東京2020応援プログラム 〈東京2020応援マーク付与〉

- スポーツ関連
 - ・ 日本障がい者スポーツ協会
 - ・ 日本スポーツ振興センター
 - ・ 日本体育協会
 - ・ 日本アンチ・ドーピング機構
 - ・ 日本レクリエーション協会
- 文化関連
 - ・ 日本芸術文化振興会
 - ・ 国際交流基金
 - ・ 東京都歴史文化財団
 - ・ 日本芸能実演家団体協議会
- 経済関連
 - ・ 経済界協議会（構成団体※含む）
- 地域関連
 - ・ 会場関連自治体以外の府県、政令市

※構成団体：日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、東京商工会議所

応援プログラムの対象となる非営利団体（2017年度対象拡大分）

- 応援プログラムは、アクションの裾野を広げ、できる限り多くの団体・人々が参画できることを目指すもの
- 営利を目的としない団体に対して対象拡大予定（以下、検討中）

公共関連	市町村、国・自治体の外郭団体	経済関連	商工会議所、商工会
地域関連	自治会・町内会等、商店街	国際関連	国際機関、大使館
スポーツ 関連	国内競技団体、体育協会	公益法人等	公益財団・社団、認定NPO、社会福祉法人
学校関連	連携大学、その他の大学・大学院・ 短大、高専、専修・各種学校	その他	一般財団・社団、NPO、協同組合、任意団 体等 ※公的団体による確認等を要件とする予定

注1：2017年7月から上記の団体に対象拡大する予定だが、外郭団体、連携大学は2017年4月から対象とする予定
（ただし、外郭団体については、既に所管団体が認証対象となっている外郭団体のみを対象とする）

注2：外郭団体は所管団体による主体登録を予定。自治会・町内会等、商店街は所在自治体による主体登録を予定

注3：学校は国公立および私立（学校法人、準学校法人）を対象とする予定

東京2020フェスティバル（仮称）について

- 東京2020参画プログラム（東京2020文化オリンピック）の集大成として、東京2020大会の直前から「東京2020フェスティバル（仮称）」の実施を検討
- まずは、文化・芸術の分野を中心に、組織委員会が主導し、政府、東京都、全国の自治体、スポンサー企業、文化芸術団体など、多くのステークホルダーへ参画を呼びかける
- これを踏まえ、参画プログラムの各分野においても展開を検討予定

2017年

2020年4月頃

参画プログラムによる大会に向けた機運醸成



東京2020フェスティバルの展開



- ・ 大会の盛り上げを最大化
- ・ 歴史に残るプロジェクト
- ・ 様々なステークホルダーの参画
- ・ 国内外への発信



東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

持続可能性に配慮した運営計画

第一版

2017 年 1 月

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) はじめに	
(2) 東京 2020 大会における「持続可能性」の概念の重要性について	
(3) 持続可能性と東京 2020 大会ビジョンとの関わりについて	
(4) 東京 2020 大会が目指すべき持続可能性の方向について	
(5) 計画の位置付け	
(6) 関係組織	
(7) 大会に関するスケジュール（概要）	
2. 東京 2020 大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマ・・・	9
2-1. 気候変動（カーボンマネジメント）・・・・・・・・	10
(1) 背景	
(2) 理念・戦略・目標	
(3) 目標達成に向けた施策	
2-2. 資源管理 ・・・・・・・・	24
(1) 背景	
(2) 理念・戦略・目標	
(3) 目標達成に向けた施策	
2-3. 大気・水・緑・生物多様性等 ・・・・・・・・	31
(1) 背景	
(2) 理念・戦略・目標	
(3) 目標達成に向けた施策	
2-4. 人権・労働・公正な事業慣行等への配慮 ・・・・・・・・	39
(1) 背景	

(2) 理念・戦略・目標	
(3) 目標達成に向けた施策	
2-5. 参加・協働、情報発信（エンゲージメント）・・・・・・・・	43
(1) 背景	
(2) 理念・戦略・目標	
(3) 目標達成に向けた施策	
3. 計画の実現及び影響調査に向けたツール・・・・・・・・	49
(1) ISO20121 の導入による適切な大会運営の確保	
(2) 「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用	
(3) オリンピック大会影響調査	
(4) 環境アセスメントの実施	

1. はじめに

(1) はじめに

オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界最大規模のスポーツイベントであり、その開催はスポーツの分野だけでなく、社会経済等、我々が想像する以上に多岐に渡る影響を及ぼす一大事業である。また、その影響は、開催都市のみならず、日本全体、さらには世界にまで広く及ぶものである。特に、今日では、地球規模での環境対策に取り組む機運がますます高まってきており、オリンピック・パラリンピック競技大会もその社会情勢を踏まえる必要がある。

このような動きを受けて、国際オリンピック委員会（IOC。以下、「IOC」という。）は1994年に「スポーツ」「文化」に加え、「環境」をオリンピック精神の第三の柱とすることを宣言するとともに、2014年12月に採択した「Agenda2020」で、持続可能性に関するIOCの取組が明記され、オリンピックにおける持続可能性の重視をより明確化し、持続可能な大会の重要性を強く打ち出している。

特に、近年の大会では持続可能性が大会開催の主要なテーマに掲げられてきており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）における取組は、ますます大きな関心を集めてきている。その一方で、限りある大会準備期間及び限られた予算の中で、持続可能性に最大限配慮していくためには、英知を結集し、様々な角度から実行可能な取組を検討し、行動していくことが求められる。

このような状況において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）は、東京2020大会を持続可能性に配慮した大会とするため、「持続可能性に配慮した運営計画」（以下、「計画」という。）を策定する。この計画は、持続可能性に配慮して大会の準備・運営を行う上での方向性や目標、施策例を示すものであり、大会関係者の拠り所となるものである。今後、本計画の具体化及び継続的改善に向けて、第三者である有識者から知見を広く得るとともに、多様なデリバリーパートナー※との協働の場を設けて協議を重ね、様々な視点を取り入れていく。今後はこうした枠組みの中で、計画策定後の実施状況のモニタリングやフォローアップ等の実施に努める。

また、持続可能性に配慮した取組の実施状況等を取りまとめた「持続可能性報告書」を定期的に公表していく。

※計画策定や大会開催に向けて、財政その他の支援を行う、政府や地方自治体、民間機関

(2) 東京 2020 大会における「持続可能性」の概念の重要性について

(2) -1. 持続可能性に関する世界の動き

「持続可能な開発」は、日本の提案で国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会」、通称ブルントラント委員会が 1987 年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げられた概念である。この報告書では、持続可能な開発を「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」と定義している。これは、環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考え方である。

この後、地球環境問題が極めて深刻化してきたことを受け、1992 年にリオで開催された「国連環境開発会議（地球サミット）」において、持続可能な開発の概念が中核となった「環境と開発に関するリオ宣言」が採択された。その後、我が国においても翌 1993 年に環境基本法を制定し、地球環境問題等の環境対策の推進が図られてきたところである。また、オリンピックにおいては、1990 年に IOC が「スポーツ」「文化」に加え、「環境」を第三の柱とすることを打ち出し、1994 年にパリで開催されたオリンピック 100 周年会議ではオリンピック憲章に初めて「環境」についての項目が加えられた。このような流れを受け、同年のリレハンメル大会では「環境にやさしいオリンピック」がスローガンとして掲げられるなど、大会開催にあたっての環境配慮が進められてきた。

しかし、世界の平均気温は年々上昇を続け、世界各地で極端な気象現象が頻発するようになり、2007 年にとりまとめられた「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 4 次評価報告書統合報告書」においては、20 世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の観測された増加によってもたらされた可能性が非常に高く、過去 50 年にわたって、各大陸において（南極大陸を除く）、大陸平均すると、人為起源の顕著な温暖化が起こった可能性が高いとされた。今なお我が国を含む世界各地で、干ばつや豪雨、大型ハリケーンなど、極端な気象現象による被害が発生しているところであり、また、資源循環、生物の多様性確保等その他の分野においても各国が連携した取組が求められるなど、持続可能性に配慮した取組が世界の課題となっている。

(2) -2. オリンピック・パラリンピックにおける動き

こうした背景のもとで開催された 2012 年のロンドン大会は、大会ビジョンに持続可能性への取組を明記し、「One Planet Living（地球 1 個分の暮らし）」をテーマに掲げ、大会に関する工事等の準備から運営に至るまで持続可能性を柱の一つとして温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の直接埋立ゼロ、持続可能性に配慮した調達など、持続可能性の確保に取組んだ。その結果、ロンドン大会は、「環境」以外の分野も含めた持続可能性の確保に最初に取り組んだ夏季オリンピックと称されており、その後のオリンピック・パラリンピックにおいても持続可能性が重要なテーマの一つとして位置づけられるようになった。

さらに、IOC が 2014 年 12 月に採択した「オリンピック・アジェンダ 2020 (Olympic Agenda 2020)」では、持続可能性に関する IOC の取組が「提言 4：オリンピック競技大会のすべての側面に持続可能性を導入する」こと、「提言 5：オリンピック・ムーブメントの日常業務に持続可能性を導入する」として明記され、オリンピックにおける持続可能性の重視をより一層明らかにしているところである。

その背景には、今日の「持続可能性」の概念が、環境負荷の最小化や自然との共生等、環境の側面だけでなく、人権や労働環境への配慮、サプライチェーンの管理等まで広がりを持っており、多くの人々が強い関心を持つものとなっていることが挙げられる。

2015 年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」においても、17 の持続可能な開発のための目標 (SDGs) と 169 のターゲットが掲げられた。これらの目標及びターゲットは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面、経済、社会及び環境を調和させるものである。その範囲は貧困、飢餓、福祉、教育、ジェンダー、水、エネルギー、労働、インフラ、不平等、都市、消費生産、気候変動、海洋、生物多様性、司法、グローバルパートナーシップと多岐にわたっている。

このような流れの中で、東京 2020 大会においても、「環境」のみならず「社会」及び「経済」の側面をも含む幅広い持続可能性への取組が強く求められている。

なお、東京 2020 大会では、より持続可能な道筋を辿れるようにするため、イベントの持続可能性をサポートするために策定されたマネジメントシステム (ESMS:Event Sustainability Management System) の国際規格である ISO20121 の枠組みを導入し、組織委員会内の ESMS を構築・運用する準備を進めている。

(3) 持続可能性と東京 2020 大会ビジョンとの関わりについて

東京 2020 大会の礎となる大会ビジョンは、以下のとおり決定した（2015 年 2 月発表）。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964 年の東京大会は日本を大きく変えた。2020 年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を 3 つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

この大会ビジョンを踏まえ、組織委員会は持続可能性の取組について、様々な関係者が環境、社会、経済の各側面からの議論をもとに、互いに認め合う中で合意形成に努める（**多様性と調和**）。このような議論を経たうえで、日本が誇る先端テクノロジーや創意工夫の限りを尽くし、関係者各人が東京 2020 大会にそれぞれのやり方でベストを尽くす（**全員が自己ベスト**）ことにより、持続可能な大会運営の実現を図っていく。

そして、この持続可能性に配慮した大会運営を通じ、東京のみならず、日本、世界の人々と「持続可能性」の概念・考え方を共有し、将来に向けた責任ある行動を促していく（**未来への継承**）。

(4) 東京 2020 大会が目指すべき持続可能性の方向について

東京 2020 大会においては、「環境」のみならず「社会」及び「経済」の側面をも含む幅広い持続可能性に関する取組を推進していく。

取組にあたっては、例えば東京の特徴である世界的に見ても充実した都市基盤や安全性をベースに、「おもてなし」や「もったいない」、「足るを知る」、「和をもって尊しとなす」といった日本的価値観や美意識を重視し、江戸前、里山・里海など地域に根付いた自然観を世界へ発信するほか、最先端テクノロジー（より高度な省エネや再生可能エネルギー、リサイクル等の環境対策技術等）を活用して社会システムに組み込むなど、東京や日本の独自性についても意識していくことが重要であると考え。

持続可能性に配慮した大会の準備・運営にあたり、本組織委員会は次の 4 つの原則を掲げる。

持続可能性への責任 (Stewardship)

利害関係者の参画 (Inclusivity)

倫理性 (Integrity)

透明性 (Transparency)

これら原則は、ISO20121 の「イベントマネジメントに関する持続可能な発展の統治原則」に則したものである。

(5) 計画の位置付け

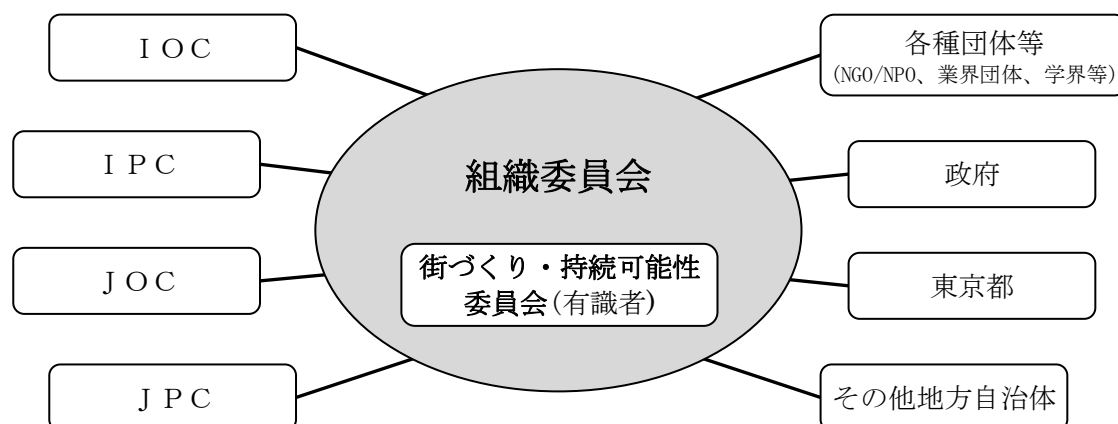
大会を通して持続可能性を確保するためには、組織委員会のみならず全ての大会関係者がその確保に向けた取組を推進することが求められる。このため、本計画は東京 2020 大会の準備・運営を対象とし、持続可能な大会の実現に向けて、関係者の拠り所となるものとして、持続可能な大会の準備・運営を行う上での考え方を示すものである。

計画では、組織委員会が様々なデリバリーパートナーと、どのように持続可能な大会を実現しようとしているかの方針や目標、施策などを具体的に明記する。

組織委員会のほか、東京都、日本国政府をはじめとするデリバリーパートナーは、本計画を尊重してそれぞれの役割に応じた取組を実施し、持続可能な大会の準備・運営に努める。

(6) 関係組織

組織委員会では、下図に示す主要機関・団体と連携して計画を策定した。



IOC：国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee)

IPC：国際パラリンピック委員会 (International Paralympic Committee)

JOC：日本オリンピック委員会 (Japanese Olympic Committee)

JPC：日本パラリンピック委員会 (Japanese Paralympic Committee)

大会全体の役割分担の見直し結果を受けて、今後持続可能性分野についても関係組織の役割分担を明確にし、持続可能性に配慮した大会の実現に向けて連携して取り組む。

(6) -1. 検討体制

組織委員会は、持続可能性等について議論するため、学識経験者や NGO 等の有識者からなる「街づくり・持続可能性委員会」（以下、「専門委員会」という。）を設置した。

さらに附属組織として具体的な検討課題について検討や進捗のモニタリングを行う「持続可能性ディスカッショングループ」（以下、「DG」という。）、より専門的な観点から検討を行う「ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を設置した。

なお、これらの会議体においては、各テーマの方向性や具体的な施策について、実効性のある計画とするために、検討段階から東京都や国の関係者が委員やオブザーバーとして議論に参画した。

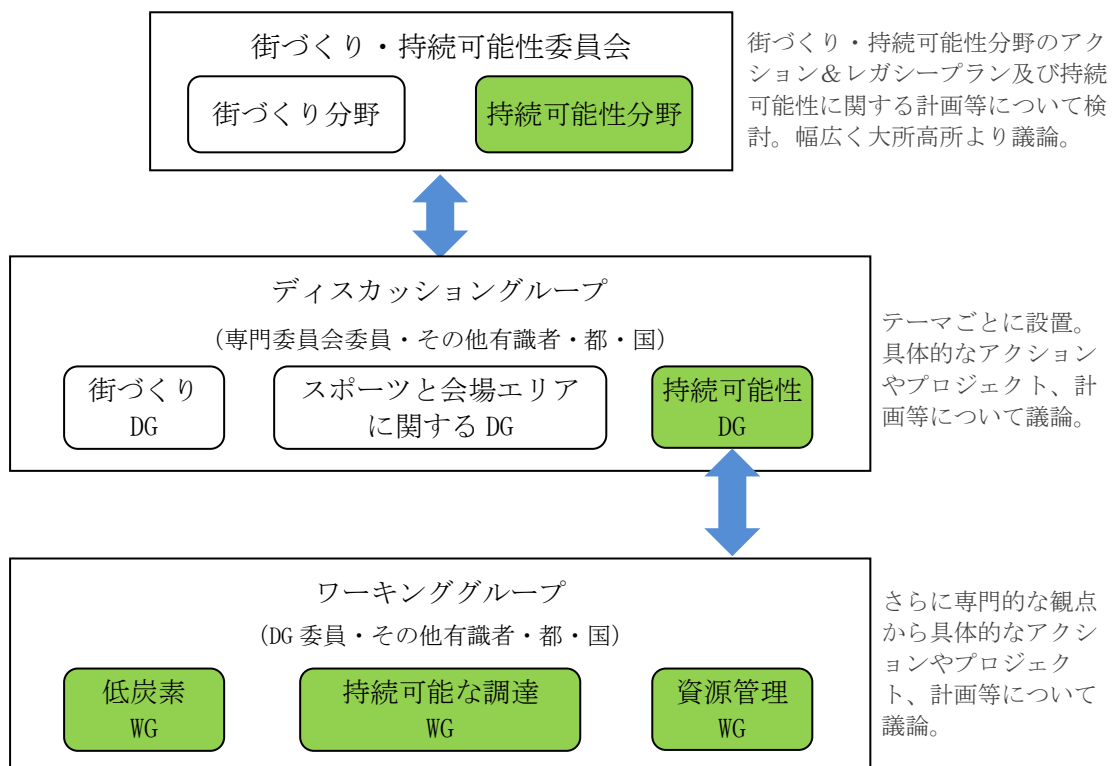


図 検討体制

(6) -2. NGO/NPO、業界団体等への意見照会

組織委員会は、持続可能性の観点から様々な分野で専門的な知見を有する NGO/NPO 等からの提案やアドバイスを得るため、検討過程において WEB を活用して幅広く提案募集を行うとともに、DG などの検討の場で委員が直接提案をヒアリングしたり、必要に応じて随時個別ヒアリングを実施した。

(7) 大会に関するスケジュール（概要）

(7) -1. オリンピック競技大会開催概要

開催期間：2020 年 7 月 24 日（金）～8 月 9 日（日）

競技数：33 競技

(7) -2. パラリンピック競技大会開催概要

開催期間：2020 年 8 月 25 日（火）～9 月 6 日（日）

競技数：22 競技

2. 東京 2020 大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマ

2015 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」を含む世界的な議論の潮流や有識者等との議論を踏まえ、東京 2020 大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマを、「気候変動（カーボンマネジメント）」、「資源管理」、「大気・水・緑・生物多様性等」、「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」、「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」の 5 つとする。

これら 5 つのテーマは、地球環境と人間活動、社会システムの相互関係の中で生じる複雑かつ長期的な重要テーマであり、前述のとおり今日意義の広がりを持つ「持続可能性」を網羅的に整理できるものであると考える。

以下に、5 つのテーマごとに、「背景」、「理念・戦略・目標」、「目標達成に向けた施策」を整理した。

なお、東京 2020 大会においては、大会運営において必要となる 52 の機能（ファンクショナルエリア、FA）を設置し、それぞれのミッションを進めており、計画の策定にあたっては、そうした FA ごとの計画を踏まえた内容とする必要がある。このため、組織委員会としては、今般第一版をとりまとめつつも、今後各 FA が取り組む活動の明確化及び具体化を踏まえ定量的な目標を盛り込むなどした計画の見直しを予定している（2017 年度末予定）。

2-1. 気候変動（カーボンマネジメント）

(1) 背景

2015 年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとなるパリ協定が採択された。パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて 2 度高い水準より十分低く抑えるとともに 1.5 度までに抑える努力を追及するという世界共通の長期目標が掲げられた。また、各国に長期の温室効果ガス低排出開発戦略の策定が求められるなど、温暖化対策のさらなる推進に向けた合意がなされた。なお、IPCC 第 5 次評価報告書によると、気温上昇を 2 度未満に抑えるには、温室効果ガス排出量を 2100 年にはほぼゼロ又はマイナスにする必要性が高いことが示されている。

我が国はこの COP21 に向けて、2015 年 7 月に、2030 年度の削減目標を、2013 年度比で 26%（2005 年度比で 25.4%）減とする「日本の約束草案」を国連に提出した。この約束草案及びパリ協定を踏まえ、2016 年 5 月、中期目標の達成に向けて各主体が取り組むべき対策や国の施策、2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すという長期的目標等を位置付けた地球温暖化対策計画が閣議決定されたところである。また、同月、国民一人一人の意識の変革やライフスタイルの転換を図るための普及啓発の抜本的な強化や国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進等を行う「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」の一部改正が行われ、さらに 11 月にパリ協定が発効し、日本も批准した。東京 2020 大会に向け、今後、対策のより一層の推進が期待される。

なお、2020 年は、京都議定書に代わり、パリ協定に基づく新しい国際的枠組みがスタートする年である。同協定では、各国は自国の目標を 5 年ごとに提出・更新することとされており、また、各国に長期の温室効果ガス低排出発展戦略の策定が求められている。東京大会が開催される 2020 年までに各国は目標の提出・更新や長期の温室効果ガス低排出発展戦略を提出することが求められており、国際的枠組みがスタートする 2020 年は、気候変動の分野においても世界の注目を集める節目の年となる。

このような流れを踏まえ、東京 2020 大会では、最新テクノロジーを活用するなどした持続可能な会場設計及び建設、環境負荷の少ない輸送のほか、東京都、国、その他地方自治体、事業者、市民などの各主体が有機的に連携した取組を推進することなどにより、大会に関連して排出される CO₂をはじめとする温室効果ガスを最小化する（カーボンマネジメント）。

(2) 理念・戦略・目標

大会ビジョンに持続可能性を初めて位置付けたロンドン大会は、主要な成熟都市が非常に大きなプラスの世界的影響力を今でも有することを証明した大会と言われている。特に、同大会は、全世界共通の課題である地球温暖化問題について、世界最大のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピック競技大会の場を通じて、今後、全世界が取り組まなければならない低炭素社会の構築に向けた一つの行動指標を示した大会であった。

具体的には、大会開催による地球温暖化への影響を可能な限り抑制するため、事前に大会によるカーボンフットプリントを算定した上で、様々な CO₂ 排出削減策が講じられた。カーボンフットプリントは大会 3 年前から継続的に算定・公表され、大会後には、計画時から実施時までの取組の成果（2009 年当初算定時から 40 万 t-CO₂（約 11.8%）削減など）が公表された（最終的には合計で 10 万 t-CO₂ の削減を達成）。また、大会をより低炭素に実施するため、ISO20121（持続可能なイベント運営のためのマネジメントシステム）が初めて活用されるなど、それらの持続可能性に配慮した取組は大会のレガシーとしてその後の大会へと引き継がれた。

東京 2020 大会は、ロンドン大会のレガシーを招致段階から引き継ぎ実施する大会としては初めての大会となり、世界の関心も高い。東京 2020 大会の開催による CO₂ 排出量については、カーボンフットプリントの算定を待たなければならないが、その算定においては、ロンドン、リオデジャネイロの過去 2 大会が大いに参考となる。

両大会におけるカーボンフットプリントの算定は、大会側が全額出資する活動から排出されるもの（OWNED）や共同で出資する活動へのパートナー企業の貢献により排出されるもの（SHARED）に加え、大会側の資金提供がない関連の活動で影響を及ぼす可能性のあるものなど（ASSOCIATED）を含め行われていた。

カーボンフットプリントのバウンダリ（算定範囲）が ASSOCIATED まで含め行われた結果として、両大会の計画時の CO₂ 排出量は、いずれも 350 万トン前後であったが、東京大会のカーボンフットプリントの算定においてもロンドン・リオデジャネイロの考え方に十分留意する必要がある。ただ、両大会と同レベルの施設を配置したとしても、ロンドン大会から東京大会までの間の省エネ技術の進展による CO₂ 削減効果や、ロンドン大会のようなオリンピックパークなどの大規模施設の建設を予定しない既存施設を最大限活用する東京大会の特徴等を踏まえれば、過去 2 大会よりも CO₂ 排出量が一定程度少なくなると見込まれる。

特に、東京大会は、「環境と持続可能性を優先する 2020 年東京大会」という環境理念の下、環境負荷の最小化を目指し、計画段階から持続可能性への最大限の配慮と環境の負荷軽減を実施し、世界に冠たる環境技術を有する国として、環境先進都市東京として、さらなる CO₂ 等の削減を進めていく。

取組にあたっては、排出が想定される CO₂をはじめとする温室効果ガスに対して、排出の回避・削減・相殺の順に適切な方策を選択した上で、実施段階における CO₂削減においてもこれまでの大会以上の成果を収めることを目標とし、PDCA サイクルを適切に推進し計画の実効性を確保することとする。

特に、東京 2020 大会においては、排出回避について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）に基づく環境負荷の低減に資する原材料、物品、製品及び役務の調達（グリーン購入）の着実かつ徹底した実施の確保を図る。また、排出削減については、最先端の環境技術を活用した徹底した省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等の推進、さらには、参加・協働、情報発信を通じた取組の推進により、大会により発生する温室効果ガスの最小化を図ることとしている。加えて、それでも避けられない温室効果ガスの排出については、その最小化を図るためカーボンオフセットなどの手法による相殺を行う。

東京 2020 大会では、こうした日本ならではの高い水準による技術や制度等を総合的に活用した施策を実施することにより CO₂の最小化を図る（カーボンマネジメント）ものであり、そうした施策のベストミックスこそがレガシーとして引き継ぐべき持続可能性に配慮した取組である。招致時において最大限 CO₂を削減するために、カーボンニュートラルという表現を用いてその持続可能性への配慮を行う意思を示したところでもあるが、東京 2020 大会では、あらゆる施策を総動員して脱炭素化の礎を築くこととする。

(3) 目標達成に向けた施策

(3) -1. CO₂排出量の適切な把握（カーボンフットプリントの算定）

大会に関連して排出される温室効果ガスについては、過去 2 大会の考え方を踏まえてカーボンフットプリントを算定する。具体的には、「(2)」で述べた「OWNED」や「SHARED」に加え、「ASSOCIATED」を含めて算定するとともに、ライフサイクルアセスメント (LCA) の手法を活用し、物品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスについて算定を行い、大会開催による環境負荷を定量的に把握する。

たとえば、施設の建設時のみならず、その建設資材の製造から廃棄に至るまでの CO₂ や、観客の移動（航空機を含む）等も算定対象とする評価モデルを構築しつつ、大会実施において CO₂ がどれだけ排出されるのかその環境負荷を理解し、その削減に努める。

特に対策を行わなかった場合のカーボンフットプリントを事前に推計し、大会に関連して排出される CO₂ を網羅的に把握しつつ、大会の準備が進むに従い判明する情報を基に、カーボンフットプリントを随時更新することで更なる対策の必要性などを検討する。

なお、構築するカーボンフットプリントの評価モデルを活用して、大会の準備段階から、大会運営・大会後に至るまでのカーボンフットプリントを、可能な限り実施ベースで算定し、得られた結果は、将来開催される大会において CO₂ 削減を行うための参考となる情報として提供する。

(3) -2. 排出が予測される CO₂ 等に対する効果や導入意義を踏まえた適切な排出回避・削減策等の選択

2020 年東京大会では、大会により発生する CO₂ を最小化するため、既存施設を可能な限り効果的に活用するなど計画段階からの配慮による CO₂ の排出回避と、最高水準の環境技術の導入による省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用、公共交通機関や低エネルギー車両の活用、廃棄物の再生利用などによる CO₂ の排出削減等の施策を適切に選択し、大会の準備運営に可能な限りエネルギーを使用しない、カーボン排出の少ない大会とする。

(3) -2-1. 排出回避

大会に関連する CO₂ を可能な限り発生させないようにする（排出回避）ため、世界有数の公共輸送ネットワークを最大限活用しうる戦略的な会場計画の策定や、既存施設の最大限の活用、会場施設等における様々なテクノロジーの活用、パッシブデザイン※の採用など、設計段階から様々な配慮を実施する。

※建築の設計手法の一つで、特別な機械装置を使わずに、建物の構造や材料などの工夫によって熱や空気の流れを制御し、快適な室内環境をつくり出す手法

ア. 戦略的な会場計画

観客等の移動による CO₂ 排出量の発生を可能な限り回避するため、我が国が有する充実した公共交通網及び公共輸送システムを最大限活用しうる会場計画を策定するなどして、環境負荷を最小化するとともに大会の効率的な運営にも寄与する。

なお、招致時から予定していた 1964 年東京大会時の主要施設であった国立代々木体育館や日本武道館等の既存施設の活用に加え、以下の会場計画の見直しにより、CO₂ の発生の抑制にもつなげていくこととする。

これまでに計画の見直し及び追加競技により、立候補時の 37 会場から現在 39 会場（10 会場変更、12 会場追加（うち 3 会場は追加競技会場））となっている。

表 会場見直し結果一覧

2016 年 12 月現在

	競技（種別）	見直し前	見直し後
オリンピック	水泳（水球）	ウォーターポロアリーナ	東京辰巳国際水泳場
	バドミントン	夢の島ユース・プラザ・アリーナ A	武蔵野の森総合スポーツ施設
	バスケットボール	夢の島ユース・プラザ・アリーナ B	さいたまスーパーアリーナ
	自転車競技（ロード・レース ゴール）	武蔵野の森公園	皇居外苑
	自転車競技（マウンテンバイク）	海の森マウンテンバイクコース	伊豆マウンテンバイクコース
	フェンシング	東京ビッグサイト	幕張メッセ B ホール
	7 人制ラグビー	オリンピックスタジアム	東京スタジアム
	セーリング	若洲オリンピックマリーナ	江の島ヨットハーバー
	テコンドー、レスリング	東京ビッグサイト	幕張メッセ A ホール
オリンピック /パラリンピック	自転車競技（トラック・レース）	有明ベロドローム	伊豆ベロドローム
	馬術（馬場馬術、障害馬術、総合馬術（クロスカントリーを除く））	夢の島競技場	馬事公苑
パラリンピック	ボッチャ	東京ビッグサイト ホール B	有明体操競技場
	5 人制サッカー	大井ホッケー競技場	青海アーバンスポーツ会場
	ゴールボール	有明体操競技場	幕張メッセ C ホール
	パワーリフティング	東京ビッグサイト ホール A	東京国際フォーラム
	シッティングバレーボール	有明アリーナ	幕張メッセ A ホール
	車椅子バスケットボール	夢の島ユース・プラザ・アリーナ A	武蔵野の森総合スポーツ施設
	車椅子バスケットボール （決勝）	夢の島ユース・プラザ・アリーナ B	有明アリーナ
	車いすフェンシング	夢の島ユース・プラザ・アリーナ A	幕張メッセ B ホール

※一部、会場未確定の競技あり

イ．施設等における計画段階からの配慮

環境に配慮した建設資材の調達や、再生材の活用、新規恒久施設におけるパッシブデザインの導入などにより、CO₂の排出を回避する。

具体的には、持続可能性に配慮した調達コードを尊重し、環境に配慮した建設資材の調達や、再生材の活用を計画的に推進する。また、新規恒久施設において、自然採光や通風など自然の効用を活用したパッシブデザインの導入推進を図る。

さらに、商用電力の計画的な活用等により安定供給を図ることで、発電機を多用した場合に排出されるCO₂の抑制を図るとともに、工事により発生した土砂の工事現場内での計画的な再利用の実施により、土砂の搬出・搬入に伴うCO₂負荷を抑制する。

なお、大会の実施に当たっては、CO₂等の増加など悪影響を及ぼす可能性のあるリスクを特定・管理し、計画段階から適切な措置を講じることとする。

(3) -2-2. 排出削減

大会に関連して排出される CO₂ 及び大会後に排出される CO₂ を可能な限り削減するため、最高水準の省エネルギー技術の導入等により建築物自体の省エネルギー化に取り組むとともに、省エネルギー性能の高い設備や機器の導入の促進、BEMS※等を活用したエネルギー管理を実施する。加えて、大会施設において、太陽光などの再生可能エネルギーの設備の導入を図るとともに、環境負荷の少ない輸送の推進等を図る。

※建築物のエネルギー管理システム (Building Energy Management System)

ア. 建築物の省エネルギー化

新設や大規模改修を行う恒久施設等では、自然採光や通風など自然の効用を活用したパッシブデザインを積極的に取り入れ低エネルギー化を図るとともに、最高水準の省エネルギー技術の導入や屋上緑化等により、建築物自体の省エネルギー化に取り組む。

特に、東京都建築物環境配慮指針の対象となる新規恒久屋内競技施設の有明アリーナ及びオリンピックアクアティクスセンターは、同指針に示された評価の段階において最高評価となる段階 3 を目指す。また、環境負荷の少ない機能及び技術の積極的な導入を図ることとし、米国の LEED 認証システムに相当する日本のグリーンビルディング認証制度の CASBEE について、有明アリーナ及びオリンピックアクアティクスセンターは、CASBEE 最高ランクの S ランクを目指すとともに、大型仮設屋内競技施設の有明体操競技場は CASBEE 短期使用 S ランクを目指す。

選手村の建設にあたっては、省エネルギー基準に基づいた環境対策に関して、建築群を含む面的開発プロジェクト総体を評価対象とするツールである「CASBEE-街区」のみならず、LEED ND (近隣開発) 基準の特定の要素を可能な限り適用する (2017 年 1 月建築工事着手予定、2019 年 12 月大会時に必要な部分の整備完了予定)。特に選手村として一時利用される住宅棟は、東京 2020 大会終了後に新たな住宅として生まれ変わるため、全街区で太陽光発電を設置することを検討する。

さらに、水素ステーションを設置して燃料電池自動車への水素供給を行うこととし、水素パイプラインや次世代型燃料電池等、新技術の導入の検討を進め、本格的な水素供給システムを実現することで、大会のレガシーとして選手村を水素社会の実現に向けたモデルとする。

コラム：建築物の低炭素化を進める東京の取組

東京都は延床面積 5,000 m²超の新築建築物等（延床面積 2,000 m²以上は任意）を対象に「建築物環境計画書制度」を実施し、オーナーに省エネ性能の向上や再エネの活用、緑化推進など環境配慮を求めてきました。最高評価の段階 3 を獲得するには省エネ性能では ERR*25%以上又は 30%以上の達成を求めています（平成 28 年 8 月改正、平成 29 年 4 月施行）。既存の建築物に対しては、大規模事業所にはキャップ&トレード制度による総量削減義務を課し、中小規模事業所には地球温暖化対策報告書制度等を通じて省エネ性能の向上を求めています。

こうした取組の結果、キャップ&トレード制度では 25%削減を達成、地球温暖化対策報告書制度では 13%の削減を実現しました。また、ビルの環境性能を促進した結果、東京には多くのグリーンビルが登場しています。オリンピック・パラリンピック大会の施設整備では、これらの取組で培われた省エネ技術、環境建築技術を活用し、持続可能な施設整備を進めていきます。

※設備システムのエネルギー利用の低減率（Energy Reduction Rate）

コラム：水素社会を東京 2020 大会のレガシーに

水素エネルギーは、利用段階で水しか排出しない、低炭素な次世代エネルギーである。東京都は水素社会の実現をめざし、燃料電池自動車の普及促進、水素ステーションの整備等、水素エネルギーの普及拡大に取り組んでいる。

東京 2020 大会では、大会車両や会場を結ぶバスなどに燃料電池車を導入するほか、水素パイプラインの整備等による水素供給システムを実現することで、大会のレガシーとして選手村を水素社会の実現に向けたモデルとするなど、水素エネルギーを積極的に活用していく。また、東京都は東日本大震災で被災した福島県と提携し、福島県で再生可能エネルギーを利用した CO₂ フリー水素の生産を推進し、東京 2020 大会開催時における活用を検討していく。大会を契機に水素エネルギーの普及を推進し、水素社会を、東京 2020 大会のレガシーとして残していく。

イ．省エネルギー性能の高い設備や機器等の導入促進

大会関連施設には、高効率、省エネルギー性能の高い設備や機器、低公害型の機器の導入推進等により CO₂ 等の排出の削減に努めるとともに、大会関係者が宿泊する施設に対しても省エネルギー対策の推進を働きかける。

具体的には、「ア」以外の施設や会場等で使用する機械設備や部材、サービス等の調達にあたっては、より高効率かつ省エネルギー性能の高い製品や部材等の調達、低 CO₂・低公害型の建設機械等の導入を推進する。

世界最大のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピック競技大会では、様々な物品の調達やサービスの提供が行われるが、その多くが今後具体化されていくこともあり、持続可能性の配慮もそうした中で調整しつつ実施していくことになる。本大会における取組としては、

- ・聖火リレーで活用するトーチやリレーキャラバンから排出される CO₂ の削減
 - ・大会関係者の制服制作にあたって排出される CO₂ の削減・省資源化
 - ・デジタルサイネージ導入時の省エネ化
 - ・ライブサイトの主催時における CO₂ の削減
 - ・大会関係者が宿泊する施設に対する省エネ対策推進の働きかけ
 - ・ケータリング事業者に対する環境配慮の徹底推進
- などがあげられ、今後、詳細な検討を行っていく。

ウ．徹底的なエネルギー管理の実施

大会関係施設の運営にあたっては、例えば、事務施設における照明の間引き点灯の実施をはじめとする照明管理、クールビズの励行による 28 度設定の実施等による空調管理、効率的な給湯の提供を適切に行うなどして、使用エネルギーの抑制に努める。

また、エネルギーの使用状況に関しては、情報通信技術を活用した BEMS が導入されている施設にあつては、BEMS から得られるエネルギー消費データを利活用して建築物における効率的なエネルギー管理を促進するとともに、BEMS が導入されていない施設にあつては、スマートメーターの導入などエネルギー消費量を把握できる取組を呼びかけるなどしてその状況の把握に努め、適切なエネルギー管理を推進する。

なお、選手村の住宅棟は、東京 2020 大会時に選手の宿泊施設として一時利用した後に住戸等へ生まれ変わり、家庭用燃料電池やエネルギーマネジメントの導入により、エネルギー消費を管理・抑制する。

エ．再生可能エネルギーの積極的な導入・利用

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーは、発電時における CO₂ 排出がないという

温暖化対策上の観点に加え、非常時における電源確保という観点からも重要なエネルギー源である。本大会では、恒久施設において太陽光や太陽熱など、多様な再生可能エネルギー設備の導入を図る。また、大会運営で使用するエネルギーについては、グリーン電力や熱証書の活用によるグリーンエネルギーの使用を推進するなど、再生可能エネルギーを最大限活用しつつ、それをレガシーとして根付かせることを目指す。

また、東京以外の地域において発電される再生可能エネルギーについても積極的に活用することにより、全体として、大会に関連して排出される CO₂ の削減を図ることとしている。なお、東京都は 2016 年 5 月に、CO₂ フリー水素及び再生可能エネルギーの研究開発等に係る連携・協力に関する基本協定を福島県等と締結したところであり、今後それら取組の推進を図る。

オ．環境負荷の少ない輸送の推進

大会の運営にあたっては、大量の人員や物資、廃棄物の輸送が必要となる。このため、東京 2020 大会では、世界で最も発達した効率の良い公共交通機関を最大限活用しつつ、大会関係車両の低公害・低 CO₂ 化を図るとともに、高度道路交通システム (ITS) の活用、啓発活動の徹底によるエコドライブの推進など様々な取組を複合的に取り入れることにより、環境負荷の低減、特に CO₂ 排出量削減に取り組む。

オー1．公共交通機関等の利用促進

観客等の移動による CO₂ の発生を可能な限り回避するため、我が国が有する鉄道やバスによる公共交通網及び公共輸送システムを最大限活用されるよう、事前通知や誘導など必要な措置を講じる。

また、東京を走る鉄道車両は現段階ですべて電化されており、低公害車の比率は 100% であるが、さらに可変電圧可変周波数 (VVVF : Variable Voltage Variable Frequency) 制御や回生ブレーキなどの省エネルギー技術を駆使した車両の導入を進めており、2020 年にはこれらの比率をほぼ 100% まで高めることとしている。

オー2．自動車単体対策

選手村内の巡回バスや選手等の移動用シャトルバスなど大会関係車両については可能な限り、電気自動車、燃料電池自動車やハイブリッド車などの低公害・低燃費車両を活用するとともに、聖火リレー等のイベント実施時における車両選定においても用途に適した車両の確保・運用を行うものとする。

また、観客の交通手段の一つとなる公共バスについても、可能な限りハイブリッド車や燃料電池自動車などの導入に努めるとともに、運輸事業者に対してもこれらの考え方を周知し、その協力を求めていく。

なお、使用する燃料についても、バイオ燃料等の活用を検討する。

加えて、自動車の運行の際のアイドリングストップをはじめとしたエコドライブの

周知徹底を図る。

オー3. 大会関係の物資輸送における配慮

大会の運営にあたっては、大量の物資や廃棄物の輸送が必要になるため、運輸事業者や廃棄物処理事業者においても低公害・低燃費車両の活用やアイドリングストップをはじめとしたエコドライブの徹底などにより、物流における CO₂ 排出量の削減を推進する。

特に物資や廃棄物の輸送にあたっては、事前に輸送計画を策定し、効率的な輸送ルート確保や、道路の混雑状況に応じた効率的な輸送の実施などを通じて、CO₂ 排出量の削減に努める。

また、食材の調達にあたっては、国内の農林水産資源などを利用することで地域資源の活用・地域の活性化が進むとともに、CO₂ 排出削減への貢献が期待できることから、品質やコスト等も加味しながら、できる限り近傍の産地や季節の食材を選択することにより、物流に係る CO₂ の排出削減を図る。

オー4. 道路交通量対策

最先端の情報通信技術を駆使した高度道路交通システム（ITS）などの活用、交通需要マネジメント（TDM）の実施などにより、大会開催地周辺の渋滞抑制を図り、環境負荷の低減を目指す。

カ CO₂ 以外の温室効果ガス対策

温室効果ガス排出量のうち全体の 1 割弱ではあるが、CO₂ 以外の温室効果ガスの対策も重要である。特に、HFCs は 2005 年から約 180% 増加しており今後も増加が予想されること、また 2016 年 10 月のモントリオール議定書の改正（キガリ改正）によって 2019 年から HFC の生産及び消費量の段階的削減が開始されることから、対策の強化が求められている。

特に、代替フロンは冷凍空調機器に冷媒用途として活用されており、本大会の物品調達においても、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた機器の調達を図るなど調達段階において適宜適切に対応するとともに、仮に使用済み冷凍空調機等の撤去等を行う場合には、フロン類の漏えい防止策を適切に講じることとする。

(3) -2-3. 対策を講じても発生することが避けられない CO₂ 等の取扱い（相殺（カーボンオフセット等）等）

大規模イベントや大規模事業において対策を講じてもその発生が避けられない CO₂ を相殺する手法はますます注目されている。

考えられる相殺の手法としては、電気の環境価値を証書化したグリーン電力証書や他の CO₂ 削減効果を充てる手法などが考えられる。

東京 2020 大会では、CO₂ の回避及び削減の重要性を国内外に発信する一つのツールとして CO₂ の相殺を捉え、以下の施策の実施を検討する。

- ・大会の運営により排出される CO₂ のグリーン電力証書等によるオフセット
- ・国民各界各層が参加できるスキームによる国民参加型のオフセット 等

(3) -2-4. その他適応策等

気候変動の影響への対応（適応策）は、温室効果ガスの排出回避と削減に並び、気候変動のリスクを低減し管理するための相互補完的な戦略とされている。国内では、2015 年 11 月、政府が気候変動の影響への適応計画を閣議決定しており、COP21 で採択されたパリ協定においても、各国の適応計画プロセスと行動の実施が盛り込まれた。

我が国でも 2007 年に猛暑日（35 度）が設定されるなど全国的に気温の上昇は著しいが、なかでも、東京はヒートアイランド現象による影響も加わり、過去 100 年で日本の平均気温が約 1.1℃上昇しているのに対して東京では約 3 度上昇している。30℃を超える時間数も 1980 年代に比べ 1.7 倍に増加しており、熱中症患者も急増している。また、局所的な短時間強雨等も頻発しているところでもあり、東京 2020 大会においては、気温上昇による影響をできるだけ低減する適応策を講じる。

具体的には、路面温度上昇抑制機能を有する遮熱性舗装等の整備や、街路樹による緑陰の創出、競技会場周辺における日除けの設置などのハード対策に加え、夏季イベントにおける熱中症対策ガイドラインを踏まえた対策やその周知徹底、日本の伝統的な暑さ対策である打ち水の普及などのソフト対策を講じる。

(3) ー3. 参加・協働、情報発信（エンゲージメント）

大会における CO₂削減に向けた排出回避・削減策の実施にあたっては、何よりもボランティアや観戦者といった一般の方々の理解と協力が不可欠であり、かつ、そうした方々と大会関係者の積極的な参加と協働により、取組の幅を広げ、持続可能性の配慮を推進する必要があることから、広く情報を発信しつつ各主体による連帯を深め、参加・協働による脱炭素化にむけた対策を推進する。

具体的には、新規恒久施設において、エネルギー使用量や CO₂排出量などの状況やその削減状況を表示するシステムの導入を検討するなど、見える化の推進を通じて省エネルギー等への理解促進の機会とするとともに、温暖化問題の「自分事化」を図る。また、バックヤードツアーや大会と並行して開催する様々なビジネスや環境イベント等を通じ、大会で採用する環境技術等を国内外に発信する。加えて、国民各界各層、都、国との連携・協働により、CO₂削減のムーブメントを強化し、低炭素社会の構築に向けた国民運動をより一層推進する。

なお、実施にあたっては、「2ー5. 参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」に基づいて行うものとする。

2-2. 資源管理

(1) 背景

新興国の経済成長等により世界の資源消費量は増大し、2050年の世界の資源消費量は2倍以上に増加すると推計され、資源の逼迫や資源採掘・消費による環境影響の増大が懸念されている。このような背景から、世界では広くサプライチェーンを含めた持続可能な資源利用に向けた取組に注目が集まってきており、2015年9月の国連総会では、新たな野心的な持続可能な開発アジェンダである「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、17の目標の一つとして「持続可能な消費及び生産の形態を確保する」ことが掲げられた。

こうした流れを受けて開催された伊勢志摩サミットにおけるG7首脳宣言において、資源の持続可能な管理及び効率的な利用の達成は、環境、気候及び惑星の保護のために不可欠であり、持続可能な物質管理及び循環型社会の重要性に留意し、G7環境大臣会合で採択された附属書「富山物質循環フレームワーク」を支持するとされた。「富山物質循環フレームワーク」においては、G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むものであり、「共通のビジョン」は関連する概念やアプローチを尊重しつつ、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフスタイル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現すること、また、資源が繰り返し循環し自然界への廃棄物の排出が最小化されるなど環境負荷が管理される社会を確立するためのものであって、そうした社会は、雇用を生み競争力を高めグリーン成長を実現し得る持続可能な低炭素社会をも実現するものであるとされた。また、食品ロス・食品廃棄物を含む有機性廃棄物に関するイニシアティブについても、資源効率性及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）の具体例として示され、食品ロス等削減や食品廃棄物の効果的な再利用、エネルギー源としての有効利用、バイオマスの利活用を促進することが重要とされた。

このほか、G7首脳宣言では、資源効率性及び3Rに関する取組が、陸域を発生源とする海洋ごみ、特にプラスチックの発生抑制及び削減に寄与することを認識し、海洋ごみに対処するとのG7コミットメントを再確認するとともに、科学的知見に基づく海洋資源の管理、保全、持続可能な利用のための国際的な海洋の観測と評価を強化するための科学的取組が支持された。

わが国では超少子高齢・人口減少社会の到来を目前に、より最適な資源循環・廃棄物処理システムを構築することが必須となっており、3Rのより一層の推進を含めた取組の強化が求められてきている。

環境省では、2013年に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、3R型ライフスタイルと地域循環圏の構築や、資源効率性の高い社会経済システムを構築するとし、2020年度までに一般廃棄物を2000年度比で25%減量化することや、資源の循環利用率（＝循環利用

量/（循環利用量＋天然資源等投入量）を 17%まで向上させること、最終処分量を 2000 年度比で 70%減とすることなどを目標に掲げるなどしている。

大会開催都市である東京都は、2016 年 3 月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」において、地球規模の環境負荷等の低減のために先進国の大都市としての責任を果たすため、先進的企業、静脈ビジネス、NGO/NPO、区市町村など多様な主体と連携し、「持続可能な資源利用への転換」に取り組むことを基本的考え方として掲げた。

特にオリンピック・パラリンピックでは、短期間に多くの資材・物品等が調達・使用・廃棄されることから、東京 2020 大会においては持続可能な開発目標の達成を目指す国内外の動きと協調して、大会のあらゆる側面において省資源や資源循環に取り組むことが求められる。

(2) 理念・戦略・目標

2015 年 9 月の持続可能な開発目標（SDGs）の採択や、2016 年 5 月の G7 伊勢志摩サミットによる合意等を踏まえれば、資源循環というテーマにおいても、東京 2020 大会における資源管理の取組は世界的にも大きな関心を持って見られることになるであろう。

なによりも、資源小国の我が国にとっては、資源循環は、「もったいない」という言葉に代表されるように古来より育んできた我が国の文化でもある。また、循環型社会形成推進基本法を 2000 年に制定し資源循環に向けた 3R の推進を図り世界に対してイニシアティブを発揮してきた我が国としても、東京 2020 大会において、「持続可能な消費及び生産」への取組をレガシーとして次世代に引き継ぐ取組を行う意義は極めて大きい。

資源ロスの削減とともに、資源採取時等での持続可能性確保にむけた取組の推進、そして、あらゆる場面において「再生」を意識し、新規資源投入量や廃棄物処理に伴う環境負荷（埋立処分量、温室効果ガス排出量等）の最小化を図ることによって、「資源循環」の高度化を進め、持続可能な資源利用の確保に向け努力することが重要である。全世界が注目するオリンピック・パラリンピック競技大会だからこそ、SDGs が掲げる「持続可能な消費及び生産の形態の確保」にむけて、「資源効率性 (Resource Efficiency)」や「循環経済 (Circular Economy)」のモデルとなる取組を実践し、世界の人々と共有することが重要であり、まさにそれがレガシーである。

具体的には、使用する資源の無駄（＝廃棄物）の最少化（リデュース）や再生資材の利用に取り組むとともに、原材料調達・製造・流通・使用・廃棄に至るまでの資源のライフサイクル全体を通じて、環境負荷の抑制を図った物品・サービス※等を調達することを目指す。

また、発生した廃棄物については、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱・エネルギー回収（サーマルリサイクル）、適正処分の順に従って対策を検討し、実施する。

※物品・サービス…工事、建築資材・副資材、設備・備品・消耗品、各種サービス等

東京 2020 大会では、国連の持続可能な開発目標が掲げた「持続可能な消費及び生産の形態を確保する」とのビジョンを世界の人々と共有するために、次のような理念を掲げる。

- ・ 資源効率の最大化
- ・ 資源循環の確保
- ・ 資源循環に向けた協働の推進

(3) 目標達成に向けた施策

(3) -1. 廃棄物の発生から処理までの適切な把握

大会の準備から運営、閉会後の施設や設備の撤去に至るまで、できる限り網羅的に把握し、デリバリーパートナー、自治体、事業者等と連携して、廃棄物発生量の推計ならびに処理状況等の管理を行う。

(3) -2. 省資源・資源循環

あらゆる場面において「再生」を意識し、省資源に配慮した取組などによる新規資源投入量の削減や、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の徹底、廃棄物の処理に伴い生じる熱やエネルギーの回収、さらには水資源の活用を図ることにより、持続可能な資源利用の確保に努める。

なお、資源管理にあたっては、資源や廃棄物の観点だけでなく、気候変動（温室効果ガス排出低減）の観点なども総合的に勘案し、適切な対策を行う。

具体的な取組は、以下のとおり。

(3) -2-1. 省資源・廃棄物の発生抑制

大会の準備・運営にあたっては、調達段階から計画的に省資源に配慮した物品や、廃棄物が発生しない又は発生しにくい物品の調達を行うとともに、食品ロスの抑制など大会運営時における省資源に配慮した取組を行うなどして、省資源と廃棄物の発生抑制（リデュース）を推進し資源効率の最大化を図る。

具体的には、大会施設に関しては、可能な限り既存施設を活用することを通じて施設の建設を抑制するとともに、新たな施設の建設・改修等が必要な場合にあっては、可能な限り、恒久施設は長寿命設計としつつ仮設施設は大会終了後も資材等が再利用可能な構造とする。

会場装飾や備品などオリンピックからパラリンピックへの移行の際に変更を要する物品・サービス等の調達に際しては、その移行の際に生じる廃棄物が最小となるような設計・調達とする。

また、その他物品サービス等の調達にあたっては、可能な限りリースやレンタルを活用するとともに、スポンサー・ライセンサー・サプライヤー・場内売場などと連携し、梱包材や包装材、使い捨て容器、レジ袋などの使用を最小化する。

さらに、スポンサーやケータリング事業者との連携・協働により、可能な限り競技会場や選手村等における食品ロス・食品廃棄物の削減を図る。

(3) -2-2. 再使用・再生利用

東京 2020 大会では、資源循環の確保を目指し、他で使われた資材物品等の再使用の促進や、最先端の環境技術を活用するなどした再生利用の推進、大会後の第三者による再利用等の取組を推進する。

具体的には、再使用（リユース）に関しては、工事現場における再使用資材の活用や物品調達等におけるリース・レンタル品の活用、リユース食器の導入等を可能な限り行うこと、仮施設の資材等を可能な限り再利用することにより、その推進を図る。

再生利用（リサイクル）に関しては、施設建設におけるエコマテリアルの活用や大会関係者のユニフォームへのリサイクル素材の活用などの取組を推進する。特に、ペットボトルからペットボトルを生産するなど品質が保たれた水平リサイクルに関しては、資源を最大限活かす知恵とそれを支える高い環境技術を世界に発信する絶好の機会であり、以下の点を含め大会における実施について検討を行うこととする。

- ・都市鉱山から産出・生産されるなどした環境負荷のより少ない入賞メダルの製作
- ・ボトル to ボトルの技術を活用するなどしたオリパラでの資源循環の実現 等

また、大会の運営にあたっては、選手や関係者などにたくさんの食を提供することになる。その際、そもそも食品ロスの発生を抑制することが重要であるが、発生してしまった食品廃棄物については、資源化を目指す。

なお、再使用及び再生利用の推進にあたっては、排出される廃棄物の分別が不可欠であり、外国人にもわかりやすい分別ボックスに関する統一デザイン（色・ピクトグラム等）の検討・実施などにより分別精度の向上を図るとともに、分別回収した廃棄物については、CO₂ 排出量の抑制をも念頭に置き適切な処理業者等に委託し再生利用を図る。

加えて、東京 2020 大会で活用した物品等で記念品となりうるものについては、できる限り使用後に寄付、展示等で活用する（IOC と協議のうえ）。

(3) -2-3. 熱回収・エネルギー回収

廃棄物焼却時の熱回収（廃棄物発電やその他の熱利用）は、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するうえで重要であり、近年では廃棄物焼却施設は「エネルギー回収型廃棄物処理施設」と呼ばれ、多くの施設で設備等の導入、高効率化が図られている。

再使用・再生利用ができない廃棄物については、熱回収・エネルギー回収を行うなど資源の有効活用を図る。

(3) -2-4. 廃棄物の適正処理

発生した廃棄物については、あらゆる場面において「再生」を意識した分別処理を行うとともに、関係法令等を遵守した適正処理を実施する。

なお、処理の実施にあたっては、昨今の食品廃棄物の不適正な転売事案の発生等を踏まえ、その管理徹底に努めることとする。

(3) -2-5. その他（水資源の有効活用）

世界の水需要は2050年までに約55%増加し、世界人口の約4割が深刻な水ストレスのある地域に住むことになる予想されるなど、水資源の有効活用は世界的にも重要課題の一つである。

東京2020大会においては、世界的な水資源の確保に向けた具体的な方策の提示として、節水はもちろんのこと、さらに雨水や再生処理水の活用など踏み込んだ施策を推進する。

具体的には、新規恒久施設において、雨水等を貯留処理し、トイレ洗浄水として再利用するなどの取組を行う。

また、質の高い水道水を世界に発信する。

コラム：安全でおいしい、高品質な水の供給

東京都水道局は、都民生活と首都東京の都市活動を支える基幹的ライフラインとして、安全でおいしい高品質な水を安定して供給するため、東京の約8割の水源を担う利根川水系の全浄水場に高度浄水処理を導入するとともに、水源から蛇口までの総合的な水質管理の徹底といった様々な施策を推進している。

さらに、環境にやさしい（ご家庭の蛇口に直接お届けするので、製造・輸送にかかるエネルギー効率が

よく、エコ）、家計にやさしい（1ℓあたりおよそ0.2円）、生活にかかせない（手洗い、うがいなどで感染予防や、炊事、お風呂など）といった水道水の持つ良さを、体験・体感型の取組等を通じて、わかりやすく発信している。



(3) ー3. 参加・協働、情報発信（エンゲージメント）

大会に関連する新規資源の投入の最小化や、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進にあたっては、それに直接関わる組織委員会や行政機関、事業者に加え、ボランティアや観戦者といった一般の方々の理解と協力が不可欠である。このため、ボランティアや観戦者を含めた大会に関係するすべての人々が積極的に参加・協働しうる場を形成しつつ、広く情報発信するなどしてその取組の輪を広げることとする。

具体的には、ボランティアを含む大会運営に関わるスタッフに対し、持続可能性や資源管理の意義を伝える研修を実施し、意識向上を図る。さらに、競技会場や大会関連イベント等を訪れる一人ひとりの参加・協働により、廃棄物削減を目指す。

また、日本の「もったいない精神」や、大会のリユース・リサイクルに関する取組を積極的に発信し、そもそもごみを出さないための行動や競技会場における分別ルールへの理解・協力を促進する。

なお、実施にあたっては、「2ー5. 参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」に基づいて行うものとする。

2-3. 大気・水・緑・生物多様性等

(1) 背景

東京 2020 大会は、自然環境と共生する快適な都市環境を楽しむことを実現させる大会であり、大気・水質等環境への負荷の最小化を図りつつ、水と緑が豊かな生物多様性の息づく都市モデルを形成することとしている。

元来、高温多湿の温帯モンスーン気候下に位置することに加え、全球レベルでの温暖化とヒートアイランド現象によるさらなる高温化等により、現代の東京の環境は気温のみならず、降雨パターンや生息する生物相等の様々な面で大きな変動期にある。成熟期を迎えた社会のもとにあるメガシティが、こうした状況下にあることは世界的にも極めて稀である。持続的な環境に関わるレガシーの形成に際して、東京が国内・国際的に果たすべき役割は、成熟期を迎えながら、欧米の主要都市とは決定的に異なる環境下にある巨大都市のあるべき方向性を示すことに他ならない。

かつて産業発展に伴い生じた大気汚染や水質汚濁等の公害問題を克服してきた我が国においては、世界に冠たる環境技術と環境規制、特に東京においてはディーゼル車排出ガス規制などの独自の高い環境規制を加え、大気・水質等の環境負荷の最小化を図ってきたところであり、そうした知見等を技術移転等により発展途上国における環境回復にも活かしてきた。

国際的な取組や連携という視点で見れば、この他にも、例えば大気分野においては、酸性雨対策における我が国を含めた東アジア 13 か国が連携した酸性雨モニタリングの実施、水分野においては、ロンドン条約・議定書に基づく廃棄物の海洋投入処分量の削減に向けた取組などがあげられ、その構成要素をオリンピック・パラリンピックを契機としてそうした取組の連携もさらに進展されていくことが望まれる。

他方、生物多様性等に関しては、生物多様性を守りその構成要素を持続的に利用していくこと等のための国際的な枠組みである生物多様性条約の第 10 回締約国会議（COP10）を 2010 年に日本において開催するなど、日本がイニシアティブを発揮し生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた国際的な取組を推進してきている。また、当会議で採択された生物多様性の世界目標である愛知目標の目標年が 2020 年となっており、2020 年は国際的にも生物多様性にとって重要な年となっている。

開催都市である東京都においても、生物多様性地域戦略として 2012 年 5 月に「緑施策の新展開」を策定し、在来種植栽の推進、希少種の保全、生物多様性の普及啓発などの取組（まもる・つくる・利用する）を推進するとともに、2016 年 3 月には「東京都環境基本計画」を改定し、都市空間における緑の創出、生物多様性に配慮した緑化の推進などの施策に取り組むこととしている。

過去のオリンピック・パラリンピック大会においては、例えばロンドン大会では、生物多様性の維持、都市緑地の創造等をビジョンとして掲げ、既存の種及び生息環境に対する建設活動が及ぼす影響の最小化や軽減、オリンピックパークにおける生物多様性行動計画の実施などの取組が行われてきたところである。また、リオ大会では、生態系への影響を最小化すると同時にオリンピックを契機に生態系を復元するため、影響を受けやすい地域の動植物種の調査、野生種の保護に取り組んでいる。

東京 2020 大会は、高温多湿のモンスーン気候に属する、もともと生物多様性に富んだ地域に立地しつつ、成熟期を迎えた都市で開催される大会である。同様に成熟期を迎えつつも、異なる風土のもとにある欧米の主要都市にはない新たな発想や手法のもと、どのように生物多様性と向き合っていくか。類似の自然環境を共有しつつ、今後、東京を追従することになる国内外の他都市の範となる取組が期待されている。

こういった背景を踏まえ、選手村を起点に、1964 年オリンピックの競技会場となった施設の多くを活用するヘリテッジゾーンと東京臨海部に展開される東京ベイゾーンを中心に開催される東京 2020 大会においては、大会の計画から会場建設等の準備・運営に至るすべてにおいて、既存の施設や緑地や水辺等の空間を最大限活用しつつ、その会場等の建設や運営にあたっては、大気・水・土壌環境への環境負荷の最小化を図り、会場における生態系ネットワークに配慮した緑化のさらなる推進、豊かな都市環境の創出を図ることとしている。



図 会場ゾーニング

(2) 理念・戦略・目標

マラソンや自転車競技が行われるヘリテッジゾーンには、緑と水辺に囲まれ、生物多様性の拠点ともなる皇居や神宮外苑がある。また、東京ベイゾーンには、選手村や水泳、ボート競技などが行われることとなる水と緑、生物多様性の拠点となる東京臨海部がある。東京大会は、こうした東京の未来への発展を力強く感じさせるエリアで開催される。

オリンピック・パラリンピックには、競技自体のすばらしさに加えて、環境をはじめとした持続可能性に対する人々の意識に大きな影響を与えることができる、他に比べるもののない発信力がある。こうした水と緑豊かな環境で開催される東京大会において、総合的な環境政策を示すことで、いかにして都市・人間・環境保護の必要性を密接に協調させるか、典型的な実施事例を示すことになる。とりわけ愛知目標の目標年である 2020 年は国際的にも生物多様性にとって重要な年であり、これを意識啓発の好機とすることも重要である。

東京 2020 大会では、自動車の使用等による大気汚染、建設工事や運営に伴う騒音や水質汚濁等について、世界的にも厳しいと言える法律や条例に基づく環境規制によりその環境負荷の最小化を図りつつ、都心の自然環境再生の核となる豊かな緑と水辺を有するヘリテッジゾーンとベイゾーンエリアなどにおいてそこに息づく多様な生物への配慮と豊かな緑地の創造により、自然環境と共生する快適な都市環境を創出することが必要である。

一方、我が国の都市は、農地を内包するという特徴をもつ。東京も例外ではなく、今日でも野菜や果樹、花きなどの様々な農産物が、都内の農地で生産されている。こうした農地は、農産物の生産とともに、生物多様性を育む緑のネットワークの一部として、郊外の山地・丘陵地と都心の緑を結ぶ飛び石となるとともに、災害時には食材や避難場所を提供する等の役割を担うことが期待されている。

さらに、東京西部の山地には林業、湾岸・島嶼部には水産業が立地する。1000 万超の人口を擁する巨大都市でありながら、その域内で多様な農林水産物が生産され、それらが生物多様性の保全や防災、環境保全にも貢献していることは、欧米の諸都市には見られない東京の大きなアドバンテージである。環境に配慮した持続的な調達を推進する上では、都内産をはじめとした国内産の農林水産物を積極的に活用する必要がある。

(3) 目標達成に向けた施策

(3) -1. 大気環境・水環境等の向上

大気汚染や水質汚濁の心配をすることなく過ごせる、競技できる環境を提供することは、アスリートが最高のパフォーマンスを発揮するうえでの必須事項である。

東京 2020 大会では、世界に冠たる環境技術を活用し、安全・安心な大気・水環境を提供する。

具体的には、以下のような取組を推進する。

(化学物質・大気関連)

- ・調達する物品・サービス等（建設工事を含む）については、関係法令に適合した資材、物品等（例：低 VOC 製品、代替フロンやノンフロン型製品など）可能な限り使用する。また、発生する廃棄物についての適正管理を図る。
- ・自動車や建設機械等の使用等に伴う大気汚染については、法令・条例による厳しい規制を遵守することは当然として、低公害かつ低燃費車両・建設機械など日本の優れた環境技術を活用することにより、環境負荷の最小化を図る。

(水関連)

- ・高度浄水処理による安全でおいしい水の供給等、優れた東京の水道システムを国内外へ発信する。
- ・都内の施設から排出される汚水は、東京都の水再生センターで高度処理等を実施する。
- ・流れの少ない河川区間や運河等における、底泥のしゅんせつや定期的な水面清掃を計画的に実施して、河川水質の維持・改善や悪臭の防止を図るとともに、東京湾への汚濁負荷の流入を抑制する。
- ・雨水貯留施設や雨天時高速ろ過施設の整備などを進めることで、雨天時に合流式下水道から東京湾への放流回数や流出する汚濁負荷を削減するとともに、底泥の浚渫や水面清掃を計画的に実施する。

(その他)

- ・工事・運営等については、法令・条例に基づき、低騒音・低振動型建設機械など日本の優れた環境技術を活用することにより、環境負荷の軽減を図る。
- ・会場・施設の整備に当たっては、法・条例等に基づき、土壌の調査・対応を適切に実施していく。

(3) -2. 生物多様性の確保

東京 2020 大会開催に伴う生物多様性への影響を最小限に抑えるとともに、新たな緑化等による緑のネットワーク化、多様な生物の生息空間の再生と創出を図る。

(3) -2-1 生物多様性等に配慮した資源の消費

我が国は多くの生物資源を海外からの輸入に依存しているが、世界ではプランテーションや牧草地の開発等によって森林の減少が急速に進行すると同時に、海洋生物資源の過剰な採取によって海洋生態系にも影響が生じており、これらに伴って希少な生物種の生息環境にも影響が生じている。

このため、東京 2020 大会の準備・運営に関わる木材・木材製品や紙、農産物、水産物等の調達においては、持続可能性に配慮した調達コードを踏まえ、サプライチェーン全体における生物多様性への影響に配慮した調達を推進し、サプライヤー及びライセンサーに対し、原材料の採取・栽培に係る生態系への負荷の低減に努め、違法伐採木材等の使用や絶滅のおそれの高い動植物に由来する原材料の使用を回避するよう求める。

(3) -2-2. 緑地の創出

主に開催都市である東京都において、事業者・団体など民間の協力も得ながら、都市公園・公園空地の整備や主要幹線道路における緑化を推進するとともに、緑の拠点を水や緑の線で結ぶネットワーク化を推進する。

東京都が 2015 年度末までを目標に、2008 年度より進めてきた「街路樹の充実事業（都内街路樹 100 万本計画）」は 2015 年度末をもって目標本数を達成した。また、「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づいて、都市計画公園・緑地の整備を進め、自然豊かで都市に潤いを与える水と緑のネットワークを構築する。

東京港中央防波堤内側埋立地で実施されているごみの山に苗木を植え、美しい森に生まれ変わらせる「海の森」プロジェクトでは、これまでにスダジイやタブノキ等の苗木を 24 万本植樹することでまとまった緑を創出しており、海から都心に向かう風の道の起点になることでヒートアイランド現象の緩和を期待するとともに、地球温暖化防止に貢献することを目指している。

(3) -2-3. 競技会場等の緑化

競技会場等の整備にあたっては、既存樹木への影響をできる限り回避するなど緑地の保全を基本に、新たに緑化する場合には在来種等生物多様性に配慮した植栽とし、東京臨海部を中心に緑地と緑の回廊で東京の中心部と結ばれ、そこに息づく多様な生物に配慮する。

競技会場や選手村などの施設やその周辺では、水と緑の回廊に包まれ、周辺の自然環境を補完・調和するような設計・建設を行うとともに、敷地内緑化を実施する。緑化にあたっては、地域の魅力やにぎわいが向上する緑化（四季を感じさせる花など）を推進する。

また、屋上・壁面緑化の実施可能性について検討し、可能な限り実施する。

なお、日本スポーツ振興センターが整備主体となる新国立競技場の整備においては、「杜のスタジアム」として「広く市民に開かれた“木と緑のスタジアム”」「持続的な森を形成する大地に近い“環境共生型スタジアム”」が掲げられている。具体的には、外苑の在来種を主体とした地域の気候に合う樹種による緑化、軒底上部への植栽ユニットの設置、さらに全ての移植木を敷地内で活用するほか、現地に残っている既存木を極力活用して、神宮内苑・外苑や新宿御苑・赤坂御用地・皇居とがつながる緑のネットワークを形成するとされている。

また、選手村では、水と緑に親しみ、憩いと安らぎが感じられるまちづくりを目指している。

マラソートルート等競技に使われる主要幹線道路や競技会場周辺等の道路では、事業者・団体など民間の協力も得ながら、街路樹の充実により暑さ対策にも寄与する緑陰確保を図るとともに、植栽帯に花壇を設けるなど、都民や観光客等が快適で美しいと実感できる、花と緑を生かした緑化を進める。常設の植栽が難しい箇所については、仮設型の植栽の設置についても検討する。

(3) ー2ー4. 自然環境の再生・生物多様性の確保

競技会場の整備等、樹木の伐採等自然環境に改変が加えられる場合にあっては、地域性や在来種等生物多様性に十分に考慮し、多様な生物の生息環境の再生・創出を図る。

なお、競技会場整備に伴う樹木への影響が避けられない場合は、影響の最小化に向けた措置について検討・実施する。

(3) -2-5. 自然とのふれあいの場

東京 2020 大会は、大部分の競技が成熟した都市空間において開催される。そのような都市においても、緑や水辺と共生し、ふれあい、親しめる環境、憩いの空間の創出に努める。

(3) -3. 良好な景観の形成

東京 2020 大会は、東京の水と緑のネットワークを充実させる契機にもなる。

河川等の水辺空間の緑化とともに、都市公園や周辺の街路樹等との有機的な緑のネットワーク形成を進め、特に臨海部が中心となる大会という特徴を活かし、親水性の向上による賑わい拠点の創出、自然環境との調和など、水と緑を活かした魅力ある景観を形成する。

競技会場等の整備にあたっては、周辺環境・周辺景観との調和を意識したデザインとする。

また、景観形成にあたっては、多様な主体の参加と協働による花と緑の景観形成を促進する。

(3) ー4. 参加・協働、情報発信（エンゲージメント）

緑地保全等の取組に市民の参加・協働の機会を設けるとともに、普及啓発の取組を充実させ、自然の大切さや生物多様性保全への市民の理解を促進していく。一例として、東京都が実施している「花と緑の東京募金」を通じて自然環境保全の機運の醸成を図っていく。また、事業者や団体など民間の取組やノウハウを活かした協働の機会・方策についても検討し、参加・協働の輪の広がりを目指す。

競技会場以外でも、多摩地域の豊かな緑や臨海部の水辺など、多様かつ豊かな自然環境について情報発信する。

なお、実施にあたっては、「2ー5. 参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」に基づいて行うものとする。

コラム：街路樹を緑の東京募金により植栽

2008年度より進めてきた「街路樹の充実事業（都内街路樹100万本計画）」は2015年度末をもって目標本数を達成し、四季の花が咲き実のなる季節感あふれる道づくりによって緑の回廊を充実させてきた。

また、この事業に合わせて進めてきた「マイ・ツリー ～わたしの木～」についても多くの都民や企業の協力を得て、無事に事業を終了することができた。

これまでに整備した街路樹について、植物の生育段階に合わせたきめ細やかな維持管理を行うとともに、さらなる街路樹の健全な育成と道路緑化の推進を目指し、成熟した都市にふさわしい潤いのある道路環境の整備・管理に取り組んでいく。

2-4. 人権・労働・公正な事業慣行等への配慮

(1) 背景

世界中でグローバル化が急速に進展する中、人種や国籍、性別、性的指向、障がいの有無等による差別やハラスメント、さらにそれらに関わるヘイトスピーチ（憎悪表現）などの人権の諸課題は、世界的に解決に向けた様々な取組がなされているものの、一朝一夕には解決できない大きな課題である。また、資源採取や製品の生産などの労働面では、児童労働や強制労働が今なお課題とされており、国内においても過重労働やワーキングプアといった課題が指摘されている。さらに、贈収賄や各種製品の偽装といった不正に対し、公正な事業慣行の確保が求められている。

こうした諸課題にも対応するガイドラインとして、ISO（国際標準化規格）が2010年11月に発行したISO26000（組織の社会的責任に関する国際規格）は、「持続可能な発展に貢献すること」を目的に、以下の7つの社会的責任の原則と7つの中核主題を掲げており、多くの企業や団体がこの考え方を参考に取組を進めているところである。

社会的責任の原則	中核主題
・説明責任 ・透明性 ・倫理的な行動 ・ステークホルダーの利害の尊重 ・法の支配の尊重 ・国際行動規範の尊重 ・人権の尊重	・組織統治 ・人権 ・労働慣行 ・環境 ・公正な事業慣行 ・消費者課題 ・コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

オリンピック憲章では、人権に関して、オリンピズムの根本原則の中で「このオリンピック憲章の定める権利および自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」と、人権尊重の姿勢を明確に示している。また、パラリンピック・ムーブメントでは、国連障害者権利条約の精神に従い、障がい者が包摂される社会の実現を究極の目的としている。

(2) 理念・戦略・目標

東京 2020 大会は、2015 年 2 月に発表した「大会開催基本計画」大会ビジョンの「基本コンセプト」の一つとして「多様性と調和」を掲げ、「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的及びその他の考え方、国籍、社会的起源、資産、家系、障がいの有無などあらゆる面で異なる人類は、これらの違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで、平和を維持し、更なる発展を遂げる。それを目指すのがオリンピック・パラリンピックの精神であり、それを可能とするのがスポーツの力であると確信している。」としている。

このコンセプトは、まさに「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」テーマの基盤を成す考え方であり、組織委員会のみならず全ての大会関係者が大会の全ての場面において、その実現に向けた取組を推進する。

コラム：東京 2020 大会広報メッセージ

組織委員会は、2016 年 4 月の東京 2020 大会エンブレムの決定に伴い、東京 2020 大会への期待を高める一助とするために、広報メッセージを作成した。

<広報メッセージ>

(日本語) みんなの輝き、つなげていこう。

(英語) Unity in Diversity

※日本語メッセージの補足として英語を使用

この広報メッセージは、異なる 3 種類の四角形がつながり合うことで「多様性と調和」を表しているエンブレムのデザインに込められた思いに着想を得て、東京 2020 大会の基本コンセプト「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」とも調和するよう、「一人ひとりの多様な個性の輝きが結ばれて、未来へとつながる大会にしたい」という願いを込めて作成したものである。

みんなの輝き、つなげていこう。
Unity in Diversity



(3) 目標達成に向けた施策

(3) -1. 大会に関わる全ての人々に対する配慮方策

大会ビジョンの「基本コンセプト」の一つ「多様性と調和」を踏まえ、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂）の観点を重視して準備・運営を推進する。

特に、女性や子ども、障がい者、民族・文化的少数者、性的少数者（LGBT 等）、移住労働者などが、東京 2020 大会において平等な権利を享受できるように努める。

具体的には、以下のような取組を推進する。

- ・別途策定する「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、全ての人が等しく大会を楽しめるよう、施設整備や情報保障、スタッフ教育等の大会環境を整備する。
- ・選手村では、選手が施設内で礼拝できるように、礼拝室を設ける（キリスト教やイスラム教、仏教、ユダヤ教など）。
- ・選手村や競技会場では、宗教的・文化的に配慮した料理を提供する（例：ハラールメニュー、ベジタリアンメニューなど）。
- ・大会文化・教育プログラムにより、多様性の尊重や人権配慮への意識の醸成を図る。

なお、新国立競技場では、小さな子ども連れでも観戦しやすくするため、託児所や授乳室、ベビーカー置き場を設けることとされている。

また、国等は「女性の職業生活における活躍に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する調達を進め、その他の関係者においても同様の取組の推進に努める。

(3) -2. スタッフ、ボランティアの人権・労働への適正な配慮方策

スタッフが安心して働ける人権・労働環境（雇用/労働条件、社会保障、安全衛生など）、ボランティアが安心して参加できる活動環境を提供するとともに、持続可能性に関する啓発活動を推進し、意識せずとも各自が持続可能性に配慮した行動がとれるようにする。

具体的には、以下のような取組を推進する。

- ・組織委員会職員や大会ボランティア、その他関連事業の従事者等に対して、持続可能性に関する研修を実施し、意識の向上を図る。
- ・組織委員会職員や、大会ボランティア 8 万人に対し、法令や国際的な基準に則った労働環境、活動環境の配慮を行う。

(3) -3. 公正な事業慣行等への配慮方策

大会の準備・運営にあたって、不公正な取引は絶対に許されない行為である。組織委員会は、「公正な事業慣行」の確保に向けて、組織委員会職員や大会ボランティア、その他関連事業の従事者等に対して持続可能性に関する研修を実施する際に、「公正な事業慣行」

を重要テーマの一つと位置付けて実施する。

なお、組織委員会が調達する物品・サービス等については、人権尊重や公正な事業慣行を含めサプライチェーンを通じて持続可能性に配慮されたものであることを求める（詳細については、3.（2）参照）。また、その調達への参加を通じ、日本の地域・中小事業者が国際的な競争力を高め、地域の持続的発展を図っていくことは、有益な経験となる。

そのため、組織委員会は、東京都による「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の取組等とも連携して、日本国内の事業者による持続可能な調達への取組を後押しする。

また、このほか大会スタッフやボランティアの人権・労働への適正な配慮などを実施していく。

2-5. 参加・協働、情報発信（エンゲージメント）

（1）背景

国や自治体等の公共機関が様々な施策を実施する際に、各種ステークホルダーの参加を促し、検討段階から実施段階まで協働で取り組むことは、決して珍しいものではなくなっている。一般企業においても、ステークホルダー・ダイアログといった形で有識者や地域と情報を共有し対話する機会を設けたり、持続可能性に配慮した活動に市民と協働で取り組んだりする事例が多く見られる状況となっている。

また、組織の社会的責任に関する国際規格 ISO26000 では、自らの社会的責任を認識したうえで、利害関係をもつステークホルダーを特定し、対話を通じた双方向のコミュニケーションをとるエンゲージメントを中心概念の一つとしている。

世界的な注目を集める巨大イベントであるオリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたっては、直接的に大会開催運営に関わる関係者のみならず、様々なデリバリーパートナーや多くの市民の方々からの支援（ボランティア等）が不可欠である。

東京 2020 大会においても、適切なタイミングで情報を発信し、これらの方々を持っている知見や仕組みを参考にさせていただきながら合意形成を図り、協働して取り組む必要がある。

(2) 理念・戦略・目標

東京 2020 大会は、2015 年 2 月に発表した「大会開催基本計画」大会ビジョンの第 7 章として「エンゲージメント」を位置付け、「大会ビジョンを広く醸成し、国内外の人々と共に大会を創りあげていく活動」としている。

また、エンゲージメントの推進にあたっては、以下の活動を掲げている。

- (1) 最高の大会実現に向けて、独自の戦略を策定
- (2) 年齢・国籍・言語・障がい等の有無に関わらず、多くの人が参加できる多種多様なプログラムを実現
- (3) 参加者の中に生まれる、共に大会を成功させたという実感を、新たなレガシーとして次世代につなぐを共通のコンセプトとして掲げていく。

持続可能性の分野においても、上記の考え方を基本に学識経験者や公的機関、民間セクター、各種団体（NGO/NPO、業界団体、学界等）等、多くの方々の意見を伺いながら、大会の準備・運営に関する持続可能性の取組を検討し、協働で取組むことを目指す。

エンゲージメントの推進にあたっては、大会の目指す持続可能性の方向性を積極的に発信し、理解を深めていただくとともに、それぞれの主体が持つ専門的な見地からアドバイスをいただき、東京 2020 大会の持続可能性のレベルを協働で高めていく。

さらに、これらの活動に参加した人々が共有する「参加・協働で取組み、成功させることの重要性」を新たなレガシーとして次世代につなぐことを目指す。

(3) 目標達成に向けた施策

(3) -1. 参加・協働による大会準備・運営の推進

持続可能性に配慮した大会の実現には、大会関係者の努力だけでなく、ボランティアや観戦者といった一般の方々の参加や協力が必要であることから、ボランティアの育成や様々な主体との交流を通じて参加・協働による対策を推進する。

(3) -1-1. 様々な主体の参加・協働による大会準備・運営の推進

組織委員会は、学識経験者や NGO 等の有識者からなる「街づくり・持続可能性委員会」（以下、「専門委員会」という。）を設置するとともに、附属組織として具体的な検討課題について検討や進捗のモニタリングを行う「持続可能性 DG」、より専門的な観点から検討を行う「WG」を設置し、議論を深めた。なお、これらの会議体においては、各テーマの方向性や具体的な施策について、実効性のある計画とするために、検討段階から東京都や国の関係者が委員やオブザーバーとして議論に参画した。

組織委員会は、具体的な計画の検討や施策の実施にあたっては、NPO/NGO を含む各種団体や有識者のほか、オリンピック・パラリンピックスポンサーやサプライヤーといった民間セクターなど、様々な主体と対話するとともに、パブリックコメントの実施等を通じて幅広く意見を求める。そして、これらの方々が持っている知見や仕組みを参考にさせていただきながら、計画段階から持続可能性への最大限の配慮に努め、持続可能性に関する各種取組について協働で実施することを目指す。

コラム：東京 2020 大会におけるボランティア

組織委員会が採用する約 8 万人のボランティアは、原則会場内における活動を担当し、開催都市である東京都が採用する 1 万人超及び各都市が採用する数多くのボランティアは、観光案内や道案内等の活動をそれぞれ担当する予定である。

持続可能性に関わる分野に参加するボランティアについて、各自の能力を存分に発揮できる環境を整え、大会準備・運営の一翼を担っていただけるよう準備を進める。

(3) ー1ー2. 教育を通じた参加・協働による大会の準備・運営の推進

持続可能性に配慮した大会の準備・運営に参加・協働を進めるにあたっては、そもそも「持続可能性」とはどういう概念で、東京大会とどう関わるのか、さらには私たちの生活にどう関わるのかということ、協力してくださる方々にご理解いただく必要がある。そのため、学校教育、生涯教育、ボランティアの育成等を通じ、子どもから大人まで幅広く「持続可能性」についての啓発を進め、参加・協働の意識を高め、持続可能性に関する各種取組について協働で実施することを目指す。

なお、教育やボランティア育成にあたっては、そのノウハウを有する NPO/NGO 等との協働により、効果的・効率的な実施を目指す。

具体的には、以下のような取組の推進を検討する。

- ・オリンピック・パラリンピック教育の一環として、全国の学校やユースキャンプ参加者等を巻き込んだ持続可能性プログラムを通じて持続可能性への理解を深め青少年の大会への参加を促す。特に東京都内の全小中高生に対しては、スポーツと環境に関する学習を推進する。
- ・持続可能性に関するセミナーの実施や、オリンピックやパラリンピアン、その他アスリートのアンバサダーによる持続可能性に関する意識向上を図るプログラムなどを実施し、持続可能性に配慮した行動や参加・協働を促進する。
- ・学校と参加国との交流を図る 1 校 1NOC プログラムの継続により、子ども達にオリンピックへの参加機会を提供する。
- ・講演会やフォーラム、キャンペーン、運営ボランティアなどについて、あらゆる人々の参加を促進する。

また、当然のことながら組織委員会をはじめとする大会関係者も同様であり、内部研修のカリキュラムに「持続可能性」をおり込んで意識啓発を推進する。

(3) ー1ー3. 持続可能性を確保した大会の実現に向けた全国活動

持続可能性に配慮した大会の準備・運営を参加・協働で進めるにあたっては、大会開催地域はもちろんのこと、全国の理解と協力が必要である。

身近なところでは、学校や地域における持続可能性に配慮したスポーツ活動を推進するほか、東京都では地域コミュニティ再生の一助となるように、オリンピック・パラリンピック大会を契機に、緑化活動やホームステイを受け入れるなど、地域単位での取組を促進・支援する。

全国的な活動として、オリンピックムーブメント・パラリンピックムーブメントを発展させ、レガシーとして引き継ぐために、国民各界各層が参加する形で持続可能性の確保に向けた取組を推進する。

具体的には、以下のような取組を推進する。

- ・持続可能性に関わる NGO や大学等との連携により協働の推進を図る。(参考：2015 年 12 月 1 日、786 の大学・短大と連携協定締結済み)
- ・全国各地におけるアクション&レガシープランに寄与する取組を認証し、後押しする「東京 2020 参画プログラム」の構築・展開により、全国各地で「持続可能性」の概念の重要性の浸透をさらに図るとともに、持続可能性に配慮した大会の準備運営のより一層の推進を図る。
- ・マーケティングパートナーに対し、大会の準備運営における持続可能性への配慮を通じ、持続可能性についての意識を高め、積極的な行動を働きかける。
- ・ホテルや飲食店、タクシー等のその他関係事業者による環境行動の普及促進を図る（例：食品ロスの削減、リネン類やアメニティ等の交換頻度を減らす選択肢の提供、乗車待ち時のアイドリングストップの徹底等）。
- ・CO₂削減に向け、全国で参加できるキャンペーン等の実施を検討する。

さらに、世界的な広がりにつながることを目指し、ユースキャンプにおいて世界の子供・若者との交流や、持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）等と連携した持続可能性の重要性の普及啓発を図る。

(3) -2. 持続可能性の重要性についての普及啓発（情報発信）の推進

日本においては、まだ「持続可能性」という概念や言葉が広く普及していない状況であるため、東京 2020 大会における持続可能性に関する取組を広く、継続的に発信することで、その重要性を普及啓発する。

(3) -2-1. 大会関連情報の発信

東京 2020 大会は、オリンピック・パラリンピックの発信力を活かし、「もったいない」などの持続可能性につながる日本的価値観や、江戸前、里山・里海など地域に根付いた自然観と、それに基づく持続可能性の確保に向けた活動や技術等を世界へ発信する絶好の機会となる。

大会における持続可能性に関する取組、例えば大会で活用された先進的環境技術、持続可能性に配慮した行動や教訓、持続可能なライフスタイルなどを積極的に発信し、持続可能性の重要性を普及啓発するとともに、オリンピック・ムーブメントに沿った地球規模の持続可能性への取組に貢献する。

また、競技会場における熱中症などの健康面での配慮にあたって重要な指標となる、気象や大気質などの環境情報を共有する仕組みの導入を図る。

なお、情報の発信にあたっては、オリンピック・パラリンピアンからの発信、競技や競技会場にまつわるストーリーと絡めた情報の発信など、一般の方にわかりやすく、伝わりやすい方法を検討する。

この大会関連情報の発信は、将来の開催都市の準備に役立ち、レガシーとなり得るものでもある。

大会における持続可能性に関する取組をイベント等、及びそれらに関する継続的なプレス発表等を通じて発信することで、その意義や効果、日本の技術等をわかりやすく伝え、持続可能性の重要性を普及啓発する。

具体的には、会場、施設における環境技術をはじめとする持続可能性関連の展示やバックヤードツアー、その他大会と並行して開催する様々なビジネスや環境イベント等を通じ、世界各国への技術の展開発信を促進する。

3. 計画の実現及び影響調査に向けたツール

前項までの 5 つの主要テーマに対する具体的な計画を実現し、大会が与える影響を調査するにあたり、以下のツールを活用していく。

(1) ISO20121 の導入による適切な大会運営の確保

組織委員会がより持続可能な道筋を辿れるようにするため、イベントの持続可能性をサポートするために策定されたマネジメントシステム（ESMS：Event Sustainability Management System）の国際規格である ISO20121 の枠組みを導入し、組織委員会における ESMS を構築・運用する。

現在、ISO20121 導入に向けた準備作業を進めているところである。

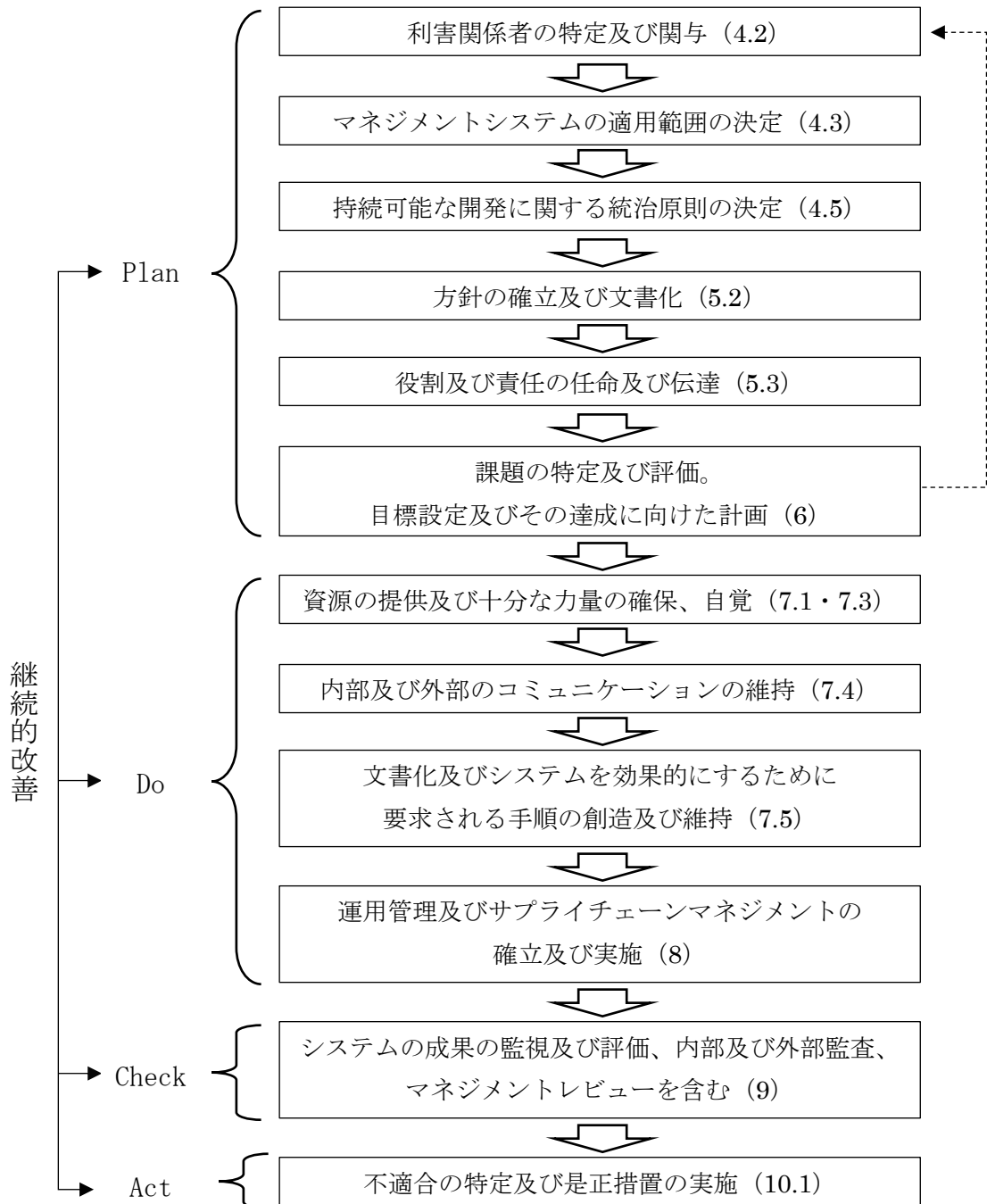


図 国際標準規格におけるイベントの持続可能性に関するマネジメントシステムのモデル

【出典】 ISO20121:2012 図 1 を基に作成

(2) 「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用

組織委員会は、大会の準備運営にあたって数多くの調達を行うことになる。調達活動は、直接的なサプライヤーのみならず、サプライチェーン全体に対して影響を持つことから、持続可能な大会の実現に向けて、組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス製品※（以下、「物品・サービス等」という。）を対象とする「持続可能性に配慮した調達コード」を策定し、公表・運用する。

2016 年 1 月に基本原則を公表した後、同年 6 月に持続可能性に配慮した木材の調達基準を先行的に策定した。

持続可能性に配慮した調達コード 基本原則（2016 年 1 月）（抄）

3. 組織委員会の調達における持続可能性の原則

組織委員会は、持続可能な大会運営を実現するため、原材料調達・製造・流通・使用・廃棄に至るまでのライフサイクル全体を通じて、環境負荷の最小化を図ると共に、人権・労働等社会問題などへも配慮された物品・サービス等を調達する。

そのため、組織委員会は、こうした考え方に基づき、次の 4 つの原則に基づいて持続可能性に配慮した調達を行っていく。

<4 つの原則>

- (1) どのように供給されているのかを重視する
- (2) どこから採り、何を使って作られているのかを重視する
- (3) サプライチェーンへの働きかけを重視する
- (4) 資源の有効活用を重視する

組織委員会は、東京都及び政府機関等に対して、本大会関係で調達する物品・サービス等において、調達コードを尊重するよう働きかけ同様の取組が広がることを目指す。

なお、政府調達協定等の関係法令等の対象となる東京都及び政府機関等は、それらを遵守する。

※ライセンス製品…組織委員会との協定に従い、ライセンシーによって製造される物品

(3) オリンピック大会影響調査（OGI 調査：Olympic Games Impact Study）

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により発生した変化を調査・分析し、記録することは、組織委員会としての振り返りや、計画策定後の実施状況モニタリング・フォローアップ等の実施のため、また将来の大会のためにも重要である。

そのため、組織委員会は、招致段階（2011 年）から大会開催後 3 年後（2023 年）までの計 12 年間の公的機関等が公開しているデータを中心に収集・分析し、東京 2020 大会が環境・社会文化・経済に与える影響調査を実施する。

なお、調査は独立・中立の第三者であるリサーチパートナー（大学）によって行われ、定期的に報告（公開）するなど、調査の透明性・公正性の確保に最大限留意しながら実施することとしている。

- ・組織委員会は、東京都や国が実施している各種モニタリングと連携を図り、オリンピック・ゲーム・インパクトの環境指標に沿った環境のモニタリング調査を実施する。また、IOC と連携して、オリンピック・ゲーム・インパクト・プログラムは、2020 年東京大会の個々の政策や要素と最大限の整合性を図るようにする。

(4) 環境アセスメントの実施

東京都は、IOC の要求に基づき、大会開催に伴う影響を最小限に抑え、また、大会を契機とした東京の持続可能性の向上に資することを目的に、自主的な環境アセスメントを実施している。

東京都では、これまでに立候補段階における初期段階環境アセスメントを実施しており、現在は東京都環境影響評価条例に準拠した「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（2014 年 2 月 東京都環境局）」に基づき、実施段階環境アセスメントを行っている。

実施に当たっては、東京都内の全ての競技会場、屋外競技、大会計画等を対象とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後の各時点における影響について予測・評価する。また、フォローアップ調査により予測・評価結果について検証し、必要に応じて追加の対策を講じる。

表 環境影響評価の項目

大項目	中項目	小項目
環境項目	主要環境	大気等、水質等、土壌
	生態系	生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑
	生活環境	騒音・振動、日影
	アメニティ・文化	景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性、史跡・文化財
	資源・廃棄物	水利用、廃棄物、エコマテリアル
	温室効果ガス	温室効果ガス、エネルギー
社会・経済項目	土地利用	土地利用、地域分断、移転
	社会活動	スポーツ活動、文化活動
	参加・協働	ボランティア、コミュニティ、環境への意識
	安全・衛生・安心	安全、衛生、消防・防災
	交通	交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全
	経済	経済波及、雇用、事業採算性

【出典】東京都環境局（2014 年 2 月）「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」



持続可能性に配慮した調達コード(案)について

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
大会準備運営第一局 持続可能性部

2017年2月27日

「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要

- 組織委員会は、持続可能性に関する取組の一つとして、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定・運用することとしており、2016年1月に「基本原則」を公表。
- 調達コードにおいては、持続可能性の観点から全ての物品・サービス等に共通して適用する基準や運用方法等を定めるとともに、必要に応じて物品別の個別基準を設定。

	主な項目	内容
共通事項	適用範囲	組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス商品
	調達における持続可能性の原則	組織委員会は、大会に必要な物品・サービス等の調達に当たり、以下の4点を重視する。 ①どのように供給されているのか ③サプライチェーンへの働きかけ ②どこから採り、何を使って作られているのか ④資源の有効活用
	持続可能性に関する基準	組織委員会が調達する物品・サービス等に関して、以下の事項をサプライヤー、ライセンシー、それらのサプライチェーンに求める。 <全般> 法令遵守 <労働> 児童労働の禁止 等 <環境> 省エネ、3Rの推進 等 <経済> 公正な取引慣行、地域経済の活性化 等 <人権> 差別・ハラスメントの禁止 等
	担保方法	調達コードの実効性を確保するための、コミットメント、サプライチェーンへの働きかけ、取組状況の説明、モニタリング、改善措置等について規定
	苦情処理システム	調達コードの不遵守に関する苦情等処理する仕組みを設置
物品別の個別基準		重要な物品・サービス等やその原材料等については個別に調達基準や確認の実施方法等を設定。 <対象> 木材(策定済)、農産物、畜産物、水産物、紙(今後検討)、パーム油(今後検討)

「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要

<趣旨>

- 組織委員会は、「持続可能性に配慮した運営計画」を策定し、環境問題のほか、人権・労働問題等にも配慮した大会運営を行う。その実行ツールの1つとして、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定・運用。
- 物品やサービスの調達において、(経済合理性のみならず)持続可能性にも配慮した調達を行うことで、
 - ・大会の運営主体としての社会的責任を果たすとともに、
 - ・広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう促していく



レガシー：SDGsが掲げる「持続可能な消費及び生産の形態が確保された社会」の実現

「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要

＜持続可能性に関する基準＞

持続可能性への配慮として2つの側面があることを考慮しつつ、各分野の国際的な合意や行動規範等も参考に、持続可能性に関する基準を設定。

(持続可能性に関する基準の内容の例)

分野	ネガティブな影響の防止 〔法令違反等の不適切な事案の防止(マイナスを打ち消す)〕	ポジティブな影響の促進 〔より望ましい社会の構築に向けた取組の促進(プラスを引き上げる)〕
全般	・法令の遵守	
環境	・大気や水質の汚染防止 ・違法に採取された資源の使用禁止	・消費エネルギーの低減(省エネ) ・3Rの推進
人権	・差別やハラスメントの禁止	・女性の社会参加の推進
労働	・児童労働や強制労働の禁止 ・最低賃金の支払い	・ワーク・ライフ・バランスの推進
経済	・反競争的な取引の禁止	・地域の企業や製品の活用

「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要

<担保方法>

- ・基準が守られるように、契約前後のチェックや改善措置の要求等を実施。
- ・リスクの適切な確認・評価や、そのリスクの高さに応じた対応(デュー・ディリジェンス)を推奨。
- ・1次サプライヤーだけでなく、そのサプライチェーン(2次サプライヤー以降)でも調達コードが守られるように働きかけを求める(モデル条項を検討中)。

<苦情処理システム>

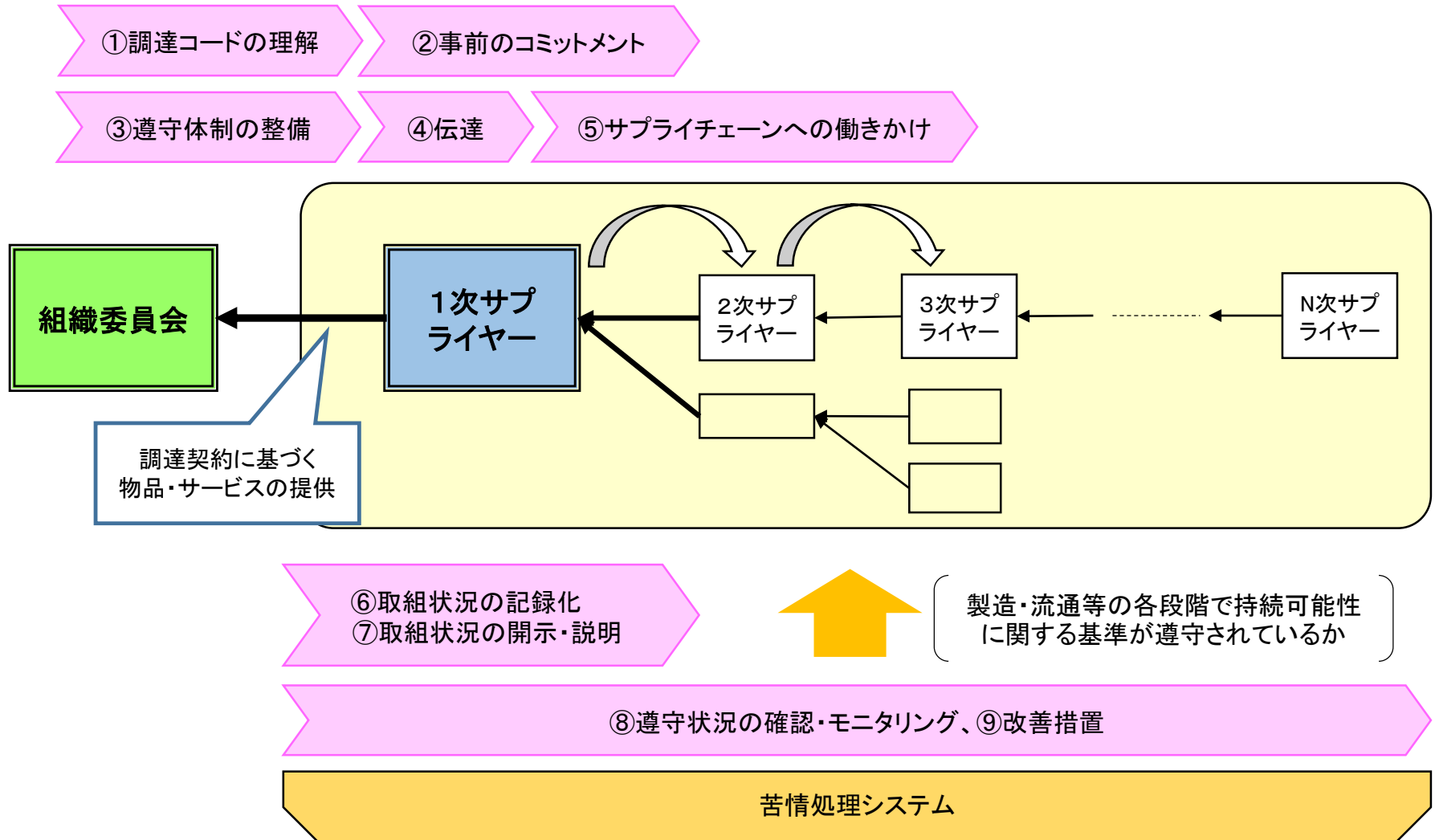
- ・調達コードの不遵守に関する苦情を受け付ける窓口を設置。
- ・苦情を受けた場合は、事実確認の上で解決に向けた対応を行う(詳細な仕組みは今後検討)。



担保方法や苦情処理システムを組み合わせることで、効果的に調達コードの遵守を図る。

「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要

＜担保方法、苦情処理システム＞



「持続可能性に配慮した調達コード」(案)の概要

＜物品別の個別基準＞

- ・原材料の生産・採取における持続可能性が重視されるものについて個別基準を設定。
- ・対象は、木材(策定済み)、農産物・畜産物・水産物(検討中)、紙、パーム油(今後検討予定)。
- ・持続可能性の面で重要なポイント(要件)を提示。持続可能性の意味や必要な取組について事業者や消費者の理解が進むことを期待。
- ・農産物・畜産物・水産物の調達基準案では、要件を担保する方法として既存の認証等を提示。調達基準の策定をきっかけに国際的に通用する認証を取得した生産者が増加し、輸出力の強化等につながっていくこともレガシーとして期待。



持続可能性に配慮した農産物の調達基準(案)(概要)

《農産物》

＜要件＞

- ① **食材の安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～③を満たすもの)

- ア JGAP Advance、
GLOBALG.A.P.、
組織委員会が認める認証スキーム
- イ 「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAP かつ 都道府県等公的機関による第三者の確認

＜推奨される事項＞

・有機農業により生産された農産物

・障がい者が主体的に携わって生産された農産物

・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

＜国産を優先的に選択＞

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である農産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

持続可能性に配慮した畜産物の調達基準(案)(概要)

《畜産物》

＜要件＞

- ① **食材の安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④ **快適性に配慮した家畜の飼養管理**のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～④を満たすもの)

- ア JGAP、
GLOBALG.A.P.、
組織委員会が認める認証スキーム
- イ 「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産され、第三者により確認を受けていることが示された畜産物

＜推奨される事項＞

・有機畜産により生産された畜産物

・エコフィードを用いて生産された畜産物

・農場HACCPの下で生産された畜産物

・放牧畜産実践農場で生産された畜産物

・障がい者が主体的に携わって生産された畜産物

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

＜国産を優先的に選択＞

(国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である畜産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

持続可能性に配慮した水産物の調達基準(案)(概要)

《水産物》

<要件>

- ① 漁獲又は生産が、漁業関係法等に照らして、適切に行われていること。
- ② **【天然水産物】**科学的な情報を踏まえ、計画的に資源管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること。
- ③ **【養殖水産物】**科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。
- ④ 作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき漁獲または生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

(要件①～④を満たすもの)

- ア MEL、MSC、AEL、ASC、FAOのガイドラインに準拠したものとして組織委員会が認める認証スキーム
- イ 資源管理に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものに基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、要件④について確認されているもの
- ウ 漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ要件④について確認されているもの
- エ 認証取得を目指した改善計画によるものを含め、要件①～④を満たすことが確認されているもの

<国産を優先的に選択>

(国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である水産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)



東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
持続可能性に配慮した調達コード
(案)

構成（目次）

1. 趣旨
2. 適用範囲
3. 調達における持続可能性の原則
4. 持続可能性に関する基準
5. 担保方法
6. 苦情処理システム
7. 物品別の個別基準
8. その他

別添 1：用語

別添 2：物品別の個別基準

主な参考文献

1. 趣旨

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）は、東京 2020 大会において、「持続可能性に配慮した運営計画」（○年○月）に基づき、「環境」、「社会」及び「経済」の側面を含む幅広い持続可能性に関する取組を推進する。

その中で、組織委員会は、大会の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、大会開催のために真に必要な物品・サービスを調達していくとともに、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うことを通じてその社会的責任を果たしていくべきと考えており、その具体を検討するための原則として、「持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」（2016 年 1 月）を策定している。

また、この間に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においても、「持続可能な消費及び生産のパターンを確保する」という目標が設定されているが、東京 2020 大会において持続可能性に配慮した調達に取り組むことは、企業や公共部門における持続可能な慣行の導入・促進を含め、社会全般における消費・生産パターンの変革というレガシーにつながるものである。

この「持続可能性に配慮した調達コード」においては、上記基本原則の下、持続可能性に関わる各分野の国際的な合意や行動規範（「持続可能な開発目標」、「パリ協定」、「世界人権宣言」、「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（ILO 中核的労働基準を含む）」、

「国連グローバル・コンパクト」、「OECD 多国籍企業行動指針」「国連ビジネスと人権に関する指導原則」など）を尊重し、法令遵守を始め、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進や地域経済の活性化等への貢献を考慮に入れた調達を実現するための基準や運用方法等を定める。

その上で、組織委員会は、本調達コードの遵守を、サプライヤー、ライセンシー及びサプライチェーンをはじめとする関係者との共同の取組として推進するとともに、SDGs が掲げる持続可能な消費及び生産の形態が確保された社会の実現に向けて、本調達コードと同様の取組が拡大し、デリバリーパートナーやサプライヤーを含め広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていく。

2. 適用範囲

本調達コードは、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品（以下、「調達物品等」という。）の全てを対象とする。これには、パートナー企業から調達するものを含む。

組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、調達物品等の製造・流通等に関して、調達コードを遵守することを求める。また、組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、それらのサプライチェーンも調達コードを遵守するように働きかけることを求める。

調達コードの遵守やサプライチェーンへの働きかけの方法については、5. 担保方法に規定する方法に従うものとする。

3. 調達における持続可能性の原則

組織委員会は、持続可能性に配慮した大会の準備・運営を実現するため、透明性やデュー・ディリジェンスの概念を含む4つの原則に基づいて持続可能性に配慮した調達を行う。

< 4つの原則ⁱ >

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) どのように供給されているのかを重視する(2) どこから採り、何を使って作られているのかを重視する(3) サプライチェーンへの働きかけを重視する(4) 資源の有効活用を重視する |
|--|

また、組織委員会は、調達総量の抑制に努めるとともに、調達物品等が、選手、大会スタッフ、観客など全ての関係者にとって、安全かつ衛生的であり、また、関係者の宗教的・文化的多様性に十分配慮され、差別・ハラスメントのないものとなるよう留意する。

4. 持続可能性に関する基準

4つの原則を踏まえ、調達物品等に関して、サプライヤー及びライセンシー並びにそれらのサプライチェーン（以下、「サプライヤー等」という。）に求めることを、持続可能性に関する基準として以下のとおり定める。

（1）全般

①法令遵守

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各国現地法及び国際法を含め、関係する法令等を遵守しなければならない。

②報復行為の禁止

サプライヤー等は、法令違反や差別、調達コード違反等の行為を通報した者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。

（2）環境

現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、組織委員会の調達においても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく調達を原則とし、環境負荷低減のために国や東京都等が策定する方針等（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や東京都の「東京都グリーン購入推進方針」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等）に定める水準を満たす物品・サービスを求めることとする。

その上で、個別の物品・サービスの環境性能等については、「持続可能性に配慮した運営計画」において定める目標等も踏まえて指定することとする。

また、物品・サービスそのものの性能についてだけでなく、その製造・流通等においても、環境負荷を低減するための配慮がなされるよう求めていく。

①省エネルギー

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、低炭素型原材料の使用、省エネルギー効果の高い設備・物流の

導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。

②低炭素・脱炭素エネルギーの利用

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO₂ 排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。その例として、再生可能エネルギーや天然ガスなど CO₂ 排出のより少ない燃料等に由来する電気や熱を使用することが挙げられる。

③その他の方法による温室効果ガスの削減

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。

④3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

サプライヤー等は、調達物品等に関して、汎用品の活用や分離・分解の容易な構造の採用等により、大会後に再使用・再生利用しやすい製品とすべきである。

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通において、再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、また、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用のほか、再使用・再生利用ができない場合のエネルギー回収などの方法で資源の有効利用に取り組むべきである。

⑤容器包装等の低減

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。また、再使用・再生利用しやすい容器包装及び梱包・輸送資材を使用すべきである。

⑥汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質（製品に含有するものを含む）を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。

⑦資源保全に配慮した原材料の採取

サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。

⑧生物多様性の保全

サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源保存や再生産確保のための措置が講じられていない絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。

（３）人権

組織委員会は、「このオリンピック憲章の定める権利および自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」というオリンピック憲章の理念を強く支持する。また、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の観点を重視する。

①国際的人権基準の遵守・尊重

サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言）を遵守・尊重しなければならない。

②差別・ハラスメントの禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるⁱⁱいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。

③地域住民等の権利侵害の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはならない。

④女性の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。

⑤障がい者の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障がい者の権利を尊重し、その

経済的・社会的活動への参加を支援するため、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化、障がい者授産製品の使用等に配慮すべきである。

⑥子どもの権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。

⑦社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT 等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。

（４）労働

労働は、製造・流通等の各段階に関係するものであり、国内外で児童労働や長時間労働、外国人労働者の問題が指摘される中、組織委員会は、適正な労務管理と労働環境の確保を求めていく。また、ワーク・ライフ・バランスの推進も必要である。

①国際的労働基準の遵守・尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準（特に ILO の提唱する労働における基本的原則及び権利ⁱⁱⁱ）を遵守・尊重しなければならない。

②結社の自由、団体交渉権

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。

③強制労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。

④児童労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。

⑤雇用及び職業における差別の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等による^{iv}雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。

⑥賃金

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金を支払わなければならない。

サプライヤー等は、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。

⑦長時間労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働（労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働）をさせてはならない。

⑧職場の安全・衛生

サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルスケアを含め、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。

⑨外国人・移住労働者

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生を含む。）に対して、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（上陸基準省令）に定める不正行為などの不当な労働管理を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。また、サプライヤー等は、外国人労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある労働関係機関との連携にも取り組むべきである。

（５）経済

近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。また、持続可能性は環境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待されている。特に、日本経済の基盤を形成する中小事業者も含めて、大会に関連する調達に積極的に取り組むことは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて日本経済の持続的成長に貢献する。さらに、東日本大震災等によって深刻な被害を受けた被災地の復興への配慮も必要である。このため、組織委員会は、公正な事業慣行や地域経済に関する取組についても重視する。

①腐敗の防止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。

②公正な取引慣行

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。

③紛争や犯罪への関与のない原材料の使用

サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。

④知的財産権の保護

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。

⑤責任あるマーケティング

サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）が禁止する不当表示を行ってはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、差別的または誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。

⑥情報の適切な管理

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報等を法律に基づき取り扱うとともに、大会に関する業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。また、サプライヤー等は、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策

に取り組むべきである。

⑦地域経済の活性化

東京大会が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、日本の地域・中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、地域が持続的に発展していく上での有益な経験となる。そのため、組織委員会は、東京都による「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の取組等とも連携して、日本国内の事業者による持続可能な調達への取組を後押しする。

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、環境面や社会面にも配慮した日本国内の中小企業・農林水産事業者の受注機会の確保や国産品の利用に配慮すべきである。

5. 担保方法

(1) 調達コードの理解

サプライヤー又はライセンシーとなることを希望する事業者は、組織委員会が別途作成する解説等を参照・活用するなどして、事前に調達コードの内容を確認しなければならない。

(2) 事前のコミットメント

サプライヤー又はライセンシーとなることを希望する事業者は、調達コードの遵守に向けて取り組むことを誓約（コミット）しなければならない。

(3) 調達コードの遵守体制整備

サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、自社に関連する持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、そのリスクの高さに応じて、調達コードを遵守するための体制を整備すべきである。

(4) 伝達

サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードの内容を自社の関係する役職員及びサプライチェーンに伝達するために、研修・教育などの適切な措置を講じるべきである。

(5) サプライチェーンへの働きかけ

サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードを遵守した調達物品等の製造・流通等が行われるように、サプライチェーンに対して調達コード又はこれと同様の調達方針等の遵守を求めるなどサプライチェーンに

働きかけるべきである。このような働きかけにあたって、サプライヤー又はライセンシーは、自社のサプライチェーンにおける持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、リスクの高いサプライチェーンや分野に関してより重点的に働きかけを行うべきである。

サプライヤー及びライセンシーは、サプライチェーンへの働きかけにあたっては、共存共栄の理念に基づき、サプライチェーンとの共同の取組として調達コードの遵守を推進できるように、サプライチェーンとのコミュニケーションを重視すべきである。

サプライヤー及びライセンシーは、サプライチェーンへの働きかけやコミュニケーションを確実にするため、サプライチェーンとの間の契約に、組織委員会が別途作成するサステナビリティ条項のモデル条項又はこれに類似する条項を挿入することを検討すべきである。

(6) 取組状況の記録化

サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、サプライチェーンへの働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況を、組織委員会の求めがある場合にいつでも提供できるように、可能な限り十分記録化すべきである。

サプライヤー及びライセンシーは、特に調達物品等を製造（組立・仕上段階）及び保管する施設（当該施設がサプライチェーンのものである場合を含む。）の名称及び所在地について、組織委員会の求めがある場合に提供できるようにしておかなければならない。また、当該施設に関連するその他の情報についても、組織委員会の求めがある場合にできる限りこれを提供できるような体制を検討すべきである。

(7) 取組状況の開示・説明

サプライヤー又はライセンシーとなることを希望する事業者は、サプライチェーンへの働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況（取り組むことを予定しているものを含む）について、組織委員会が調達物品等の種類や規模等を踏まえて指定する方法により開示・説明しなければならない。また、契約締結後においても、サプライヤー及びライセンシーは、取組状況について、組織委員会の求めに応じて開示・説明しなければならない。

(8) 遵守状況の確認・モニタリング

組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーとの間の契約締結の前後を通じて、持続可能性に関するリスクの高さに応じて必要があると認めるときは、サプライヤー等の調達コードの遵守状況に関し、確認・モニタリングを実施する。

サプライヤー及びライセンシーは、当該確認・モニタリングに協力しなければならない。上記確認・モニタリングの結果さらなる調査が必要と認める場合、組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、組織委員会が指定する第三者による監査の受け

入れを求めることがある。サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会がサプライチェーンにおける調達コードの遵守状況を確認・モニタリングし、または監査の受け入れを求める場合についても、これに可能な限り協力しなければならない。

(9) 改善措置

サプライヤー及びライセンシーに調達コードの不遵守があることが判明した場合、組織委員会は、当該サプライヤー及びライセンシーに対し改善措置を要求し、一定期間内に改善計画書を提出することを求める。この場合、サプライヤー及びライセンシーは、当該期間内に、改善計画書を提出した上、組織委員会から承認された計画書に従って、改善に取り組み、その結果を組織委員会に報告しなければならない。

サプライチェーンにおける調達コードの不遵守が判明した場合、サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会の求めに応じ、サプライチェーンに対する改善要求の働きかけに協力しなければならない。

組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーが調達コードの重大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、契約を解除することができる。ただし、サプライヤー及びライセンシーのサプライチェーンにおける調達コードの不遵守に関しては、サプライヤー及びライセンシーが本調達コードの規定及び組織委員会の要請に基づきサプライチェーンに対し適切な働きかけを行っている限り、契約解除の対象とはならない。

6. 苦情処理システム

組織委員会は、調達コードの不遵守に関する苦情を適切に処理するために、苦情を受け付ける窓口を設置する。

組織委員会は調達コードの不遵守に関する苦情を受けた場合、苦情の対象となっているサプライヤー等に対して事実確認を求めるほか、サプライヤー等と関係するステークホルダーとの間のコミュニケーションを促進し、当該苦情が解決するよう必要な対応を行う。

苦情処理システムの詳細については組織委員会が別途定める手続きによるものとする。

7. 物品別の個別基準

以下のものについては、4～6が適用されるほか、それぞれ別添の調達基準が適用される。

- ・木材（別添2－1）
- ・農産物（別添2－2）
- ・畜産物（別添2－3）
- ・水産物（別添2－4）

- ・紙（仮）（2017 年度以降検討予定）
- ・パーム油（仮）（2017 年度以降検討予定）

8. その他

組織委員会は、東京都及び政府機関等に対して、本大会関係で調達する物品・サービスにおいて、調達コードを尊重するよう働きかける。

組織委員会は、透明性の観点からも、持続可能性に配慮した調達の実施状況について公表する。また、PDCA の考え方に則り、調達コードの必要な改定を適宜行うこととする。

サプライヤー等には、本調達コードで規定する事項に留まらず、社会における最新の課題やニーズを的確に把握し、持続可能性の一層の向上に取り組むことが期待される。

i 4つの原則の内容については、「持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」（2016 年 1 月）の文書を参照（<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/data/sus-principles-JP.pdf>）

ii, iv 肌の色、言語、政治的その他の意見、国または社会のルーツ、財産を理由とする場合を含む。

iii 労働における基本原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ（1998 年）において提唱された 4 つの基本的権利に関する原則（①結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、②あらゆる形態の強制労働の撤廃、③児童労働の実効的な廃止、④雇用及び職業における差別の撤廃）を指す。

v 持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価し、これに対処するに当たっては、国連のビジネスと人権に関する指導原則が企業に対して求める人権デュー・ディリジェンスの手法も参考となる。

別添 1 用語

本文書における用語の意味は以下のとおりとする。

用語	意味
物品・サービス	工事、建築資材・副資材、設備・備品・消耗品、各種サービス等
ライセンス商品	組織委員会とのライセンス契約に基づいて、ライセンシーによって製造・販売等される物品
サプライヤー	組織委員会が契約を締結する物品・サービスの提供事業者（1次サプライヤー）
ライセンシー	大会エンブレム等を用いた公式ライセンス商品を製造・販売等する事業者
デリバリーパートナー	計画策定や大会開催に向けて、財政その他の支援を行う、政府や地方公共団体、民間機関
サプライチェーン	原材料の採取を含め、サプライヤー・ライセンシーに供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者（2次サプライヤー、3次サプライヤーなど）
パートナー企業	IOC 並びに東京 2020 のスポンサーシッププログラムに基づき、東京 2020 大会の運営等に不可欠な専門的ノウハウ、商品・サービス及び資金を提供する企業
製造・流通等	組織委員会への納品・サービス提供またはライセンス商品の販売等までの、国内外における、原材料の採取、製造、建設、流通などのプロセス。（持続可能性の観点からは、原材料採取から廃棄に至るまでのライフサイクル（またはバリューチェーン）全体を通じた視点も重要であるが、調達コードが対象とする範囲の明確化の観点から、組織委員会への納品・サービス提供までとする。）
デュー・ディリジェンス	企業活動における法令違反や人権侵害等の負のリスクや影響を評価した上で、その結果を踏まえた対策を講じ、さらにその効果について検証する継続的なプロセス
女性のエンパワメント	女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。
リプロダクティブヘルス・ライツ	性と生殖に関する健康と権利。子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のとれた状態。国内では、「女性の職業生活における活躍に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）の施行

	を受け、国においては、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価する調達等の取組が進められている。
--	--

主な参考文献

○国際的な合意・行動規範関連

- ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（持続可能な開発目標（SDGs））
- ・パリ協定
- ・世界人権宣言
- ・ILO 中核的労働基準
- ・ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言
- ・労働における基本原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ
- ・国連グローバル・コンパクト
- ・OECD 多国籍企業行動指針
- ・国連ビジネスと人権に関する指導原則
- ・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
- ・市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）
- ・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）
- ・拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）
- ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
- ・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
- ・障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）
- ・強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）
- ・人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（人身売買等禁止条約）
- ・子どもの権利とビジネス原則
- ・先住民族の権利に関する国際連合宣言

○オリンピック・パラリンピック関連

- ・オリンピック憲章
- ・オリンピック・アジェンダ 2020
- ・ロンドン 2012 持続可能な調達コード
- ・ロンドン 2012 フードビジョン
- ・リオ 2016 持続可能なサプライチェーンガイド
- ・リオ 2016 テイスト・オブ・ザ・ゲームズ

○ISO 関連

- ISO20121:2012 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム—要求事項と利用手引
- ISO26000:2010 社会的責任に関する手引
- ISO20400（ドラフト） 持続可能な調達—手引

DRAFT

(別添 2－2)

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される農産物については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した農産物の調達基準（案）

1. 本調達基準の対象は、農産物の生鮮食品（※）及び農産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

〔※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの：農産物の生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。）、きのこ類、山菜類及びたけのこが含まれる。〕

2. サプライヤーは、農産物について、持続可能性の観点から以下の①～③を満たすものの調達を行わなければならない。

- ①食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ②周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

3. JGAP Advance または GLOBALG.A.P.の認証を受けて生産された農産物については、上記 2 の①～③を満たすものとして認める。このほか、上記 2 の①～③を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記 3 に示す認証を受けて生産された農産物以外を必要とする場合は、上記 2 の①～③を満たすものとして、農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した GAP に基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けていることが示されなければならない。

5. 上記 2 に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、有機農業により生産された農産物、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物が推奨される。
6. サプライヤーは、上記 2 を満たす農産物を選択する上で、国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産農産物を優先的に選択すべきである。
7. サプライヤーは、海外産の農産物で、上記 2 を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
8. サプライヤーは、使用する農産物について、上記 3 ～ 7 に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から 1 年が過ぎるまでの間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

(別添 2－3)

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される畜産物については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した畜産物の調達基準（案）

1. 本調達基準の対象は、畜産物の生鮮食品（※）及び畜産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

〔※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた畜産物に該当するもの：畜産物の生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）が含まれる。〕

2. サプライヤーは、畜産物について、持続可能性の観点から以下の①～④を満たすものの調達を行わなければならない。

- ①食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ②環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

3. JGAP^{注1}または GLOBAL G.A.P.による認証を受けて生産された畜産物については、上記 2 の①～④を満たすものとして認める。このほか、上記 2 の①～④を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された畜産物についても同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証を受けて生産された畜産物以外を必要とする場合は、上記2の①～④を満たすものとして、「GAP 取得チャレンジシステム」^{注2}に則って生産され、第三者により確認を受けていることが示されなければならない。
5. 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、有機畜産により生産された畜産物、農場 HACCP の下で生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物や障がい者が主体的に携わって生産された畜産物が推奨される。
6. サプライヤーは、上記2を満たす畜産物を選択する上で、国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産畜産物を優先的に選択すべきである。
7. サプライヤーは、海外産の畜産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
8. サプライヤーは、使用する畜産物について、上記3～7に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から1年が過ぎるまでの間は保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注1 JGAP については、農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重にアニマルウェルフェアを加えた畜産物の総合的な GAP として、一般財団法人日本 GAP 協会が平成 29 年度より運用開始予定のもの。

注2 GAP 取得チャレンジシステムについては、農林水産省の補助事業により実施するものであり、JGAP 取得を推進するため、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準、畜産物の生産衛生管理ハンドブック、アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針、環境と調和のとれた農業生産活動規範の各チェックシートをベースに、JGAP 取得につながる取組・項目をリスト形式で提示し、生産者が自己点検した内容を第三者（事業実施主体）によって確認するもので、平成 29 年度より運用開始予定のもの。

(別添 2 - 4)

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される水産物については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

持続可能性に配慮した水産物の調達基準（案）

1. 本調達基準の対象は、水産物の生鮮食品（※）及び水産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である水産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた水産物に該当するもの：水産物の生鮮食品には魚類、貝類、水産動物類、海産ほ乳動物類、海藻類が含まれる（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したものと並びに生きたものを含む。）

2. サプライヤーは、水産物について、持続可能性の観点から以下の①～④を満たすものの調達を行わなければならない。

- ①漁獲又は生産が、漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること。
- ②天然水産物にあつては、科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること。
- ③養殖水産物にあつては、科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。
- ④作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

3. MEL、MSC、AEL、ASC による認証を受けた水産物については、上記 2 の①～④を満たすものとして認める。このほか、FAO のガイドライン^注に準拠したものとして組織委員会が認める水産エコラベル認証スキームにより認証を受けた水産物も、上記 2 の①～④を満たすものとして同様に扱うことができるものとする。

4. 上記3に示す認証を受けた水産物以外を必要とする場合は、以下のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 資源管理に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものに基づいて行われている漁業により漁獲され、かつ、上記2の④について別紙に従って確認されていること。
- (2) 漁場環境の維持・改善に関する計画であって、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産され、かつ、上記2の④について別紙に従って確認されていること。
- (3) 上記3に示す認証取得を目指し、透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画に基づく漁業・養殖業により漁獲または生産される場合を含め、上記2の①～④を満たすことが別紙に従って確認されていること。

5. サプライヤーは、上記2を満たす水産物を選択する上で、国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産水産物を優先的に選択すべきである。

6. サプライヤーは、海外産の水産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて漁獲または生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

7. サプライヤーは、使用する水産物について、上記3～6に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から1年が過ぎるまでの間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注：・Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Marine Capture Fisheries. Revision 1. (2009)

・Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Inland Capture Fisheries. (2011)

・Technical guidelines on aquaculture certification. (2011)

別紙（４の（１）～（３）に関する確認方法）

持続可能性に配慮した水産物の調達基準（以下「調達基準」という。）の４の（１）～（３）については以下のとおりとする。

調達基準２の①～④については、国産水産物の場合は漁業者または漁業者の所属する漁業協同組合等が、輸入水産物の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。

①：当該水産物の漁獲または生産が次の全てに該当することを確認する。

- ・FAOの「責任ある漁業のための行動規範」に準拠している。
- ・国内法令に基づき、当該漁業を営むために必要な免許、許可等を管理当局（国、地方政府）から受け、操業区域、操業期間、漁具・漁法、漁獲量、漁獲物等に係る規制を遵守している。
- ・国際的な管理が行われている漁業にあつては、地域漁業管理機関の定める資源管理措置を遵守している。

②：当該天然水産物が次の全てに該当する漁業によって漁獲されていることを確認する。

- ・科学的な情報を踏まえた資源管理の目標を設定し、それを達成するための措置（漁獲対象とする資源の状況に応じた休漁、体長制限、漁具規制等）を計画的に実施している。
- ・非対象種や小型魚等の混獲を減らすための取組を行っている。

③：当該養殖水産物が次の全てに該当する養殖業によって生産されていることを確認する。

- ・水質、底質等に養殖漁場環境の改善目標を設定し、それを達成するための措置（漁場環境のモニタリング、養殖生産に関する記録の保持、餌飼料の適正使用、飼育密度又は活込数量の制限等）を計画的に実施している。
- ・水産医薬品以外の薬品の使用を禁止し、水産医薬品については、使用禁止期間等、法令を遵守し適正に使用している。

④：当該水産物の漁獲または生産に当たり、関係法令等に照らして適切に次の措置が講じられていることを確認する。

- ・安全作業のための服装や保護具が着用され、作業後は適切に保管されている。
- ・表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善が行われている。
- ・機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管が行われている。
- ・化学薬品・燃料等は適切に保管または廃棄処理されている。



「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」について

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトについて

大会に向けた盛り上げ
国民の大会への参画
(エンゲージメント)

都市鉱山からつくる！
みんなのメダル
プロジェクト
4月受付スタート!!



事業協力者2社、
(NTTドコモ／日本
環境衛生センター)、
東京都・環境省と
連携し、小型家電の
回収を実施。



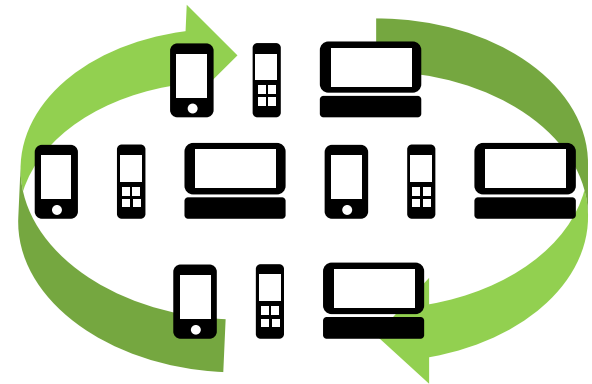
皆の想いが集まって

東京2020大会時に
メダリストの元へ



メダル製作プロセスに
新たな価値

大会後に残るレガシー
環境意識の向上
持続可能な社会の実現



大会をきっかけに
資源をより活かした社会へ

メダル製作に関して東京2020が“初めて”となる3つのポイント

- 参画 : 国民が参加してメダル製作を行うプロジェクトを実施
- 環境 : メダル製造に必要な全ての金属量を都市鉱山から賄う
- テクノロジー : “金”の調達においては、リサイクル率100%を目指す

- 全国からの幅広い参画を実現
- 確実な原材料供給と高いリサイクル技術
- 低コストでの調達

携帯電話事業者を通じた回収

事業協力者（代表社） 株式会社 NTTドコモ

全国の皆さまの使用済み携帯電話等を、2001年以来取り組んできたモバイル・リサイクル・ネットワークの枠組み、及び廃棄物処理法の広域認定等を受けた同社のリサイクルプロセスを活用し、全国約2,400のドコモショップ等を通じて回収する。



自治体を通じた回収

事業協力者（代表社） 一般財団法人 日本環境衛生センター

家庭に眠っている小型家電を、全国の認定事業者（2/1時点33社）の協力を得つつ、全国の自治体等を通じて、小型家電リサイクル法に基づき回収する。

※回収実施自治体・回収品目は今後調整



An Olympic medal is one of the most coveted items in existence. People spend decades, often agonizing ones, working to obtain one. The life stories of so many are defined by the pursuit of these metal medallions, and those same stories are what inspire and bring millions of us together.

And now, thanks to the Tokyo 2020 Olympic Medal Project not only do the athletes inspire with their stories, but each medal itself has a story of its own! The best part is that each citizen has a chance to contribute to the story, to raise awareness about a sustainable future and to make a unique contribution. And, most excitingly, they have a chance to be part of the Olympic journey.

The weight of a medal around your neck is always a good weight. And when an athlete at Tokyo wins a medal, the weight of it will not be from the gold, silver, or bronze; it will be the weight of a nation. The awesomeness of this project makes me want to come out of retirement and compete for one.

I have always been a fan of people who do things differently; of those who try to move the needle in a positive way. I am a fan of Tokyo 2020.

Ashton Eaton

陸上競技10種 メダリスト アシュトン・イートンさん(アメリカ)

ロンドン2012大会 金メダル、リオデジャネイロ2016大会 金メダル

オリンピックのメダルは、この世に存在する物の中で人々に最も切望されるものの一つです。人々は長きにわたり、しばしば苦勞しながら、これを手にするために懸命に努力します。多くのアスリートにとって、オリンピックのメダルを追求することは人生そのものであり、またそれぞれの人生のストーリーがアスリート同士を奮い立たせ、結束させもします。

そして今、東京2020メダルプロジェクトによって、アスリートが感動のストーリーを伝えるだけでなく、一つ一つのメダルそのものにストーリーが生まれるのです！このプロジェクトの一番素晴らしいところは、国民のみなさんがメダルのストーリーの一部になる機会を得られ、持続可能な未来についての認識を高め、そして新しい方法で貢献をすることができることです。誰もが「オリンピックの旅」に参加できるチャンスがあるということは、非常にエキサイティングなことです。

(後略)

体操競技 メダリスト 内村航平選手

北京2008大会 団体総合銀／個人総合銀

ロンドン2012大会 団体総合銀／個人総合金／ゆか銀

リオデジャネイロ2016大会 団体総合金／個人総合金

今では便利にスマートフォンやパソコンを使っていますが、進歩する度に使えなくなって廃棄するだけではもったいないと思います。体操の技術も昔からの選手たちの取り組みがあって今につながっています。

今回の取り組みは、これまで利用してきた価値や思いをメダルに込めるわけですし、将来に大切なメッセージを伝えるプロジェクトになると思います。

ウィルチェアーラグビー メダリスト 池崎大輔選手

リオデジャネイロ2016大会 ウィルチェアーラグビー銅

パラアスリートはパラリンピックの頂点を目指し、また、メダル獲得に向けての日々を過ごしています。僕らのメダルは、たくさんの人の支えや応援と自分以外の思いと共に戦って獲得できたメダルだと思っています。だからこそ価値があり思い思いのこもった特別な価値のある物です。応援してくれた方々へメダルの報告をして、首にかけた時の笑顔や、普及活動でメダルを目にした子供達の喜ぶ姿を見た時は、メダルを取ったという実感がわきます。そして、メダルは夢や希望とパラスポーツの未来に繋がるものです。

今回のプロジェクトによってメダルが完成すれば、今まで以上に思いが入ったものになると思います。2020東京オリンピック・パラリンピックのメダルは日本国民みんなで作り上げるという素晴らしい取り組みだと思いますし、メダルを目指す為のモチベーションにも繋がります。

メディアでの取り上げ

- ◆ 2月1日の東京2020理事会後に記者会見を実施。
- ◆ 国内だけでなく海外でも、ロイター、BBC、CNN、ワシントンポストなど20か国の主要メディア120以上で、アスリートの声と共に好意的に報道された。



Tokyo 2020 Olympics: Medals to be made from mobile phones

1 February 2017 | Olympics

Share



Organisers hope to gather eight tonnes of metal to create the two tonnes of gold, silver and bronze required for medals

Olympic and Paralympic medals for the Tokyo 2020 Games will be made from recycled mobile phones.

The Japanese public will be asked to donate old phones and small appliances to gather two tonnes of gold, silver and bronze for the 5,000 medals.

The project hopes to promote sustainability and reduce costs.

"A project that allows the people of Japan to take part in creating the medals is really good," said Tokyo 2020 sports director Koji Murofushi.

"There's a limit on the resources of our earth, so recycling these things will make us think about the environment."

Collection boxes will be placed in local offices and telecoms stores from April and will remain there until the metal required has been collected.

Members of Japan's Olympic organising committee tabled the idea to government officials and companies in 2016.

Olympic host cities have traditionally obtained the metal from mining firms.

But Japan, which lacks its own mineral resources, is keen to take the theme of a sustainable future a step further.

SPORTS NEWS | Wed Feb 1, 2017 | 4:30pm IST

Tokyo medals to be made from recycled donated metal



A woman is silhouetted against a monitor showing Tokyo 2020 Olympic and Paralympic emblems during the Olympic and Paralympic flag-raising ceremony at Tokyo Metropolitan Government Building in Tokyo, Japan, September 21, 2016. REUTERS/Toru Hanai/File Photo

By Elaine Lies | TOKYO

The medals for the 2020 Tokyo Olympics will be forged from recycled metal from old mobile phones and appliances donated by the general public to give them a sense of direct involvement in the Games, organisers said on Wednesday.

The move is also part of an effort to promote sustainability and save costs after the budget for the event ballooned to more than 3 trillion yen (\$26.5 billion) at one point, though organisers reduced that sum to \$16.8 billion late last year.

The Tokyo 2020 organising committee hopes to gather as much as eight tonnes of metal -- 40 kg of gold, 2,920 kg of silver and 2,994 kg of bronze -- from outdated mobile phones and small household appliances donated by people across Japan.

This effort, the first of its kind for the Olympics, will ultimately result in two tonnes of metal, enough to make all 5,000 Olympic and Paralympic medals.

"There's quite a limit on the resources of our earth, and so recycling these things and giving them a new use will make us all think about the environment," Tokyo 2020 Sports Director Koji Murofushi told a news conference.

"Having a project that allows all the people of Japan to take part in creating the medals that will be hung around athletes' necks is really good," the 2004 Athens Olympics hammer throw gold medalist added.

"It will become quite a big memory for children, who think that something they gave may have been part of creating those medals."

From April, collection boxes will be installed in local offices and the stores of telecoms firm NTT DoCoMo Inc, which will partner with environmental firm Japan Environmental Sanitation Center for the project.

引用:BBC(イギリス)ホームページ
<http://www.bbc.com/sport/olympics/38827701>

引用:Reutersホームページ
<http://in.reuters.com/article/olympics-tokyo-medals-idINKBN15G456>



開閉会式の検討について

～開閉会式の概要について～

1 オリンピック・パラリンピック開閉会式とは

参加者数、観客数、視聴者数、テレビ放映国数、予算のどれにおいても世界最大規模のセレモニー。
特にオリンピック開会式は、メディアを通じて、世界中に開催都市の国家、国民、文化などをプレゼンテーションする場であり、大会の成功を表す指標とも言われる。

- (大会エンブレムと並んで)大会ビジョンを最も象徴的に可視化したもの
- そのオリ/パラ大会と開催都市における最初のプレゼンテーション
- そして、そこに始まるオリ/パラ大会の成否の予感を左右する指標

2 IOCが定めている開閉会式の基本的な流れ

IOC/IPCが規定するプロトコル(必須要件)と開催都市に委ねられた芸術パートの連続で構成される。

例：カウントダウン→プロトコル→芸術パート→プロトコル→芸術パート→フィナーレ

開会式プロトコル項目

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------|
| 1. 国家元首入場 | 6. IOC会長スピーチ | 11. 審判宣誓 |
| 2. 国旗掲揚、国歌斉唱 | 7. 開会宣言 | 12. コーチ宣誓 |
| 3. 選手入場 | 8. オリンピック旗掲揚 | 13. 聖火点灯 |
| 4. 放鳩式 | 9. オリンピックアンセム演奏 | |
| 5. 組織委員会会長スピーチ | 10. 選手宣誓 | |

3 過去大会の開会式芸術パートの特色

- ・1984年ロサンゼルス大会
⇒開会式のショーアップ化
- ・2000年シドニー大会
⇒リオ大会まで続いている、国（地域）の創生や歴史のアピールが始まる。
- ・2012ロンドン大会
⇒産業革命前後のイギリスを表し、産業革命によって国が発展していった様子を表現。
- ・2016リオ大会
⇒ブラジルの美しい自然や民族の多様性などを温かみのある視点で表現。

4 今後の流れについて

式典委員会の設立【2017年春頃】



基本方針の検討【2017年春頃～2017年末頃】



制作体制の決定

演出検討に関わる者の選定などの制作体制の決定

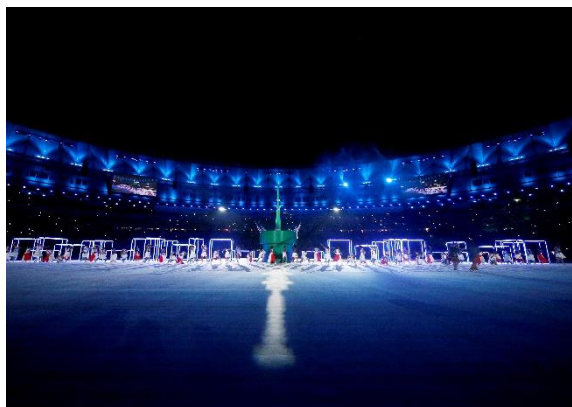
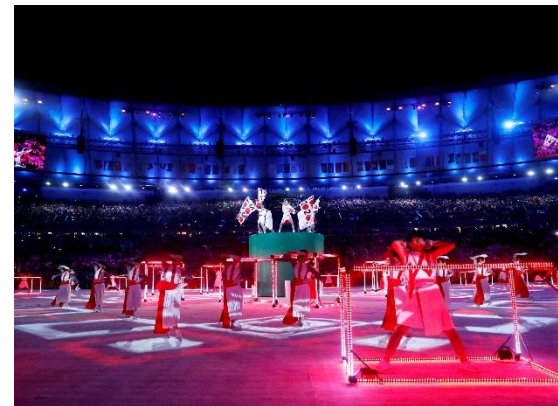


制作・準備

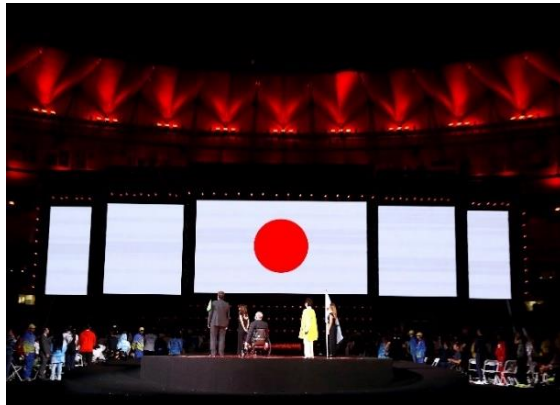


大会本番

リオ2016オリンピック閉会式 旗引継ぎ式



リオ2016パラリンピック閉会式 旗引継ぎ式



5 本日まで意見いただきたい事

■ 過去大会にて表現されてきたこと

オリンピック・ムーブメントの目的

オリンピック・ムーブメントの目的は、いかなる差別をも伴うことなく、友情、連帯、フェアプレーの精神をもって相互に理解しあうオリンピック精神に基づいて行なわれるスポーツを通して青少年を教育することにより、平和でよりよい世界をつくることに貢献することにある。

パラリンピックの価値

勇気、強い意志、インスピレーション、公平

各大会の特色例

ロサンゼルス大会：ショーアップ、テクノロジー

シドニー大会：国（地域）の創生や先住民族などの歴史を表現。

ロンドン大会：産業革命によって国が発展していった様子を表現。

リオ大会：環境の重要性や民族の多様性などを温かみのある視点で表現。

■ 東京2020大会の開閉会式では何を表現したらよいか？

東京2020大会ビジョン（一部抜粋）

スポーツには世界と未来を変える力がある。

2020年の東京大会は、「全員が自己ベスト」、「多様性と調和」、「未来への継承」を3つの基本コンセプトとし、史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会となる。

2017 年 2 月 27 日

文責 小宮山宏

街づくり・持続可能性委員会委員長メモ

2020 オリパラ

「21 世紀の社会を日本はどのように考える」を示す機会

持続社会

地球 global、社会 social、人間 human；3 要素とその相互関係から考える

文献：Sustainability Science Vol.1 No.1 page1~6, 2006

地球：自然と資源を提供する場

社会・人間：自由な参加型社会

あるべきプロジェクト例

メダル 資源（都市鉱山×省エネ）×参加

競技場 資源（都市鉱山×省エネ×認証材）×参加

温暖化対応（都市鉱山、再エネ省エネ×人間・社会）

自然共生社会；地球（空・森・川・海）×社会・人間
（公害克服を超えて）

参加型社会